

# 第1章 総論（計画を策定するにあたって）

---

## 第1節 計画策定の背景

少子化の進展に伴い、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備のために、国・地方公共団体・事業主・国民それぞれが取り組んでいくことが責務とされています。

清瀬市では、きよせ次世代育成支援行動計画「子育てって楽しいな！と思えるまちに」を策定し、本市における子育てを応援しています。

こうした取組みが全国でなされていますが、一方では、平成17年には初めて総人口が減少に転じ、今後も一層の少子化・高齢化が進行するとの見通しが示されており、子どもと家族を応援する日本重点戦略(平成19年12月策定)では、「未来への投資」として、「働き方の改革による仕事と生活の調和」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」をできる限り速やかに軌道に乗せることとしています。

清瀬市では、こうした状況を踏まえ、かつ、第3次清瀬市長期総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定が平成21年度から開始されることに合わせ、このたび、次世代育成支援行動計画も前期計画を中間的に見直し、新たに後期計画を策定することとしたものです。

## 第2節 計画の位置づけ（前期計画との関連）

きよせ次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項(市町村行動計画)に基づく計画で、清瀬市におけるすべての子どもと家庭を対象に、今後の子育て支援施策についての方向性や目標を定めるものです。

なお、この法律は平成17年度を初年度とする10年間の時限立法で、さらに第8条第1項では、市町村の行動計画は、5年を1期として計画を前期、後期の2期定めるものとされています。

一方で、清瀬市では、清瀬市のすべての計画の基礎となる第3次清瀬市長期総合計画が、平成13年度から平成27年度の15年間を計画期間として定められています。この第3次清瀬市長期総合計画の目標実現のための方策を定めている基本計画の前期計画（平成13年度～平成20年度）が最終年度を迎え、平成21年度からは後期計画(平成27年度が最終年度)として、前期計画を見直してスタートします。

これに伴い、後期基本計画と本次世代育成支援行動計画との整合性を図ることが重要であり、更には清瀬市保健福祉総合計画として同時に策定する他の諸計画とも整合性を図ることが重要となっているといえます。

以上から、後期基本計画の策定と期を一にする必要性から、次世代育成支援行動計画は、前期計画を十分尊重しつつ1年間早く見直しを行い後期計画を定めることとしました。なお、今後国において策定予定の後期計画に関する行動計画策定指針等との整合性を図るため、必要に応じて本後期計画を適時改定することとします。

### 第3節 計画の期間

後期計画の計画期間は、初年度を平成21年度とし、最終年度を5年後ではなく後期基本計画の最終年度である平成27年度とすることとします。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
次世代育成支援行動計画(後期計画) ※計画期間7年間						
①	②				③	
第3次 清瀬市長期総合計画 後期基本計画 ※計画期間7年間						

- ①:前期計画の計画期間は平成17年度から21年度までの5年間であるが、1年間早く計画の改定を行う。このため平成21年度は本来前期計画の最終年度であるが、今回策定する後期計画の初年度となります。
- ②:この5年間は、次世代育成支援対策推進法の規定による後期の計画期間であります。
- ③:次世代育成支援対策推進法による、計画期間の最終年度は平成26年度であるため、平成27年度は、市独自の計画期間であり後期計画の最終年度であります。



## 第4節 計画の基本理念

次の時代を担う子どもたちを育てるための計画の基本理念は、一貫性という意味からも前期計画と同じとしました。

**「子育てって楽しいな！」と思えるまちに**

～子どもと家庭と地域のネットワークを応援する 安心と協働のまち きよせ～



## 第5節 計画の基本的視点

この計画を策定するにあたり、大切にすべき視点を以下のとおりとしました。

### 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の幸せを第一に考え、子どもの権利条約などの精神を尊重して、すべての子どもの権利が最大限に尊重され、子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりを行います。

### 次の世代を育成するという視点

子どもは次世代を担うという認識のもと、豊かな人間性を形成し、社会性の向上と自立の促進のため、長期的な視野に立った取組みを進めていきます。

### 地域全体で子どもと家庭を支えるという視点

子育ての基本的役割を担う家庭においてゆとりある子育てができるよう、地域資源を有効に活用し、行政はもとより企業や地域社会を含めたまち全体で支えます。

### 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みの1つとして重要です。仕事と生活の調和が図れるよう、市内の企業の理解を得、協力連携して取り組みます。

### すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や、虐待等の子どもの抱える背景の多様化といった状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について、質・量ともに整備を進めていきます。

## 第2章 清瀬市次世代育成支援の現状と課題

### (清瀬の子どもを取り巻く状況)

#### 第1節 現状

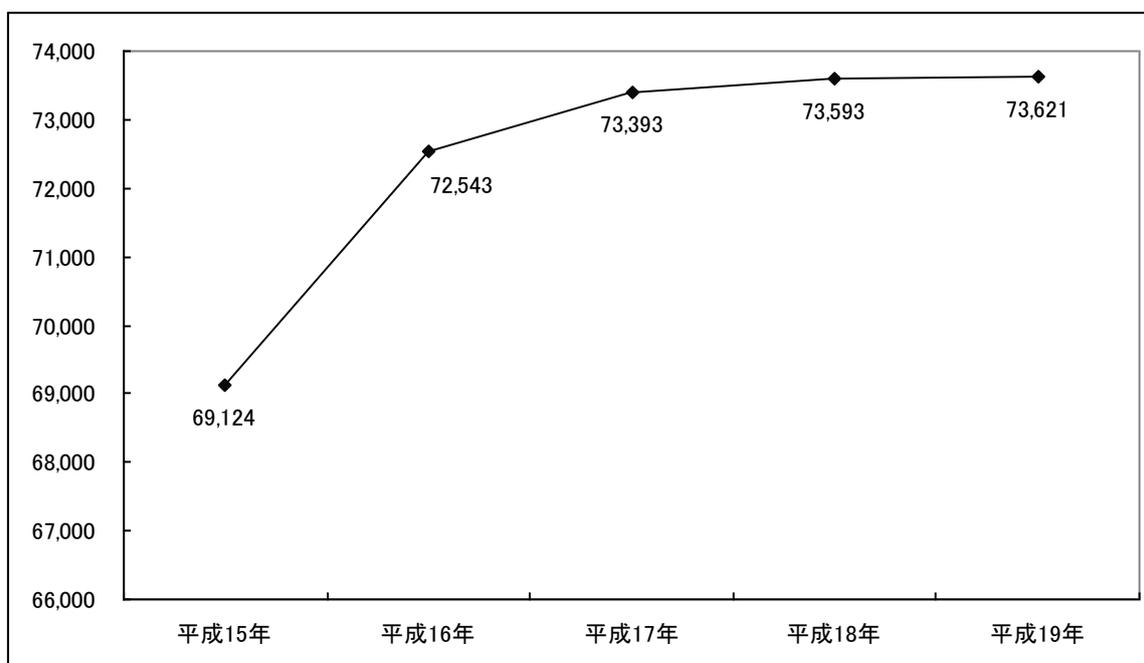
##### 1. 少子化の動向

###### (1) 総人口の推移

清瀬市の人口は、平成19年10月1日基準外国人登録者を含む総人口は73,621人です。人口の推移を見ると平成15年～17年にかけて急増しましたが、その後は73,000人台で推移しています。

図表1 清瀬市総人口の推移

(基準日各年10月1日。単位 人)



資料：住民基本台帳

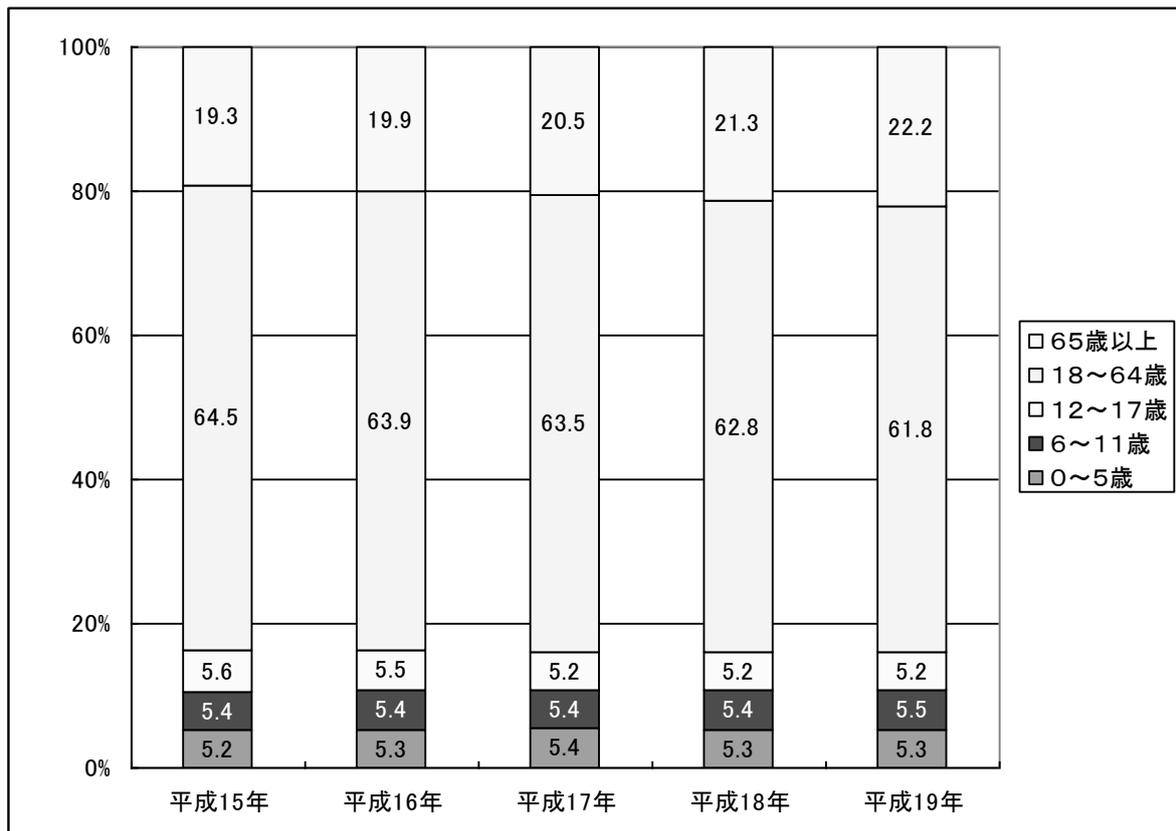


## (2) 児童人口の推移

清瀬市の人口構成は、65歳以上の割合が徐々に増加し、平成19年で22.2%となり、その分18～64歳の割合が低下しています。17歳以下の児童人口は16%程度と横ばいで推移しています。

図表2 年齢別人口構成の推移

(基準日各年10月1日。単位%)



資料：住民基本台帳

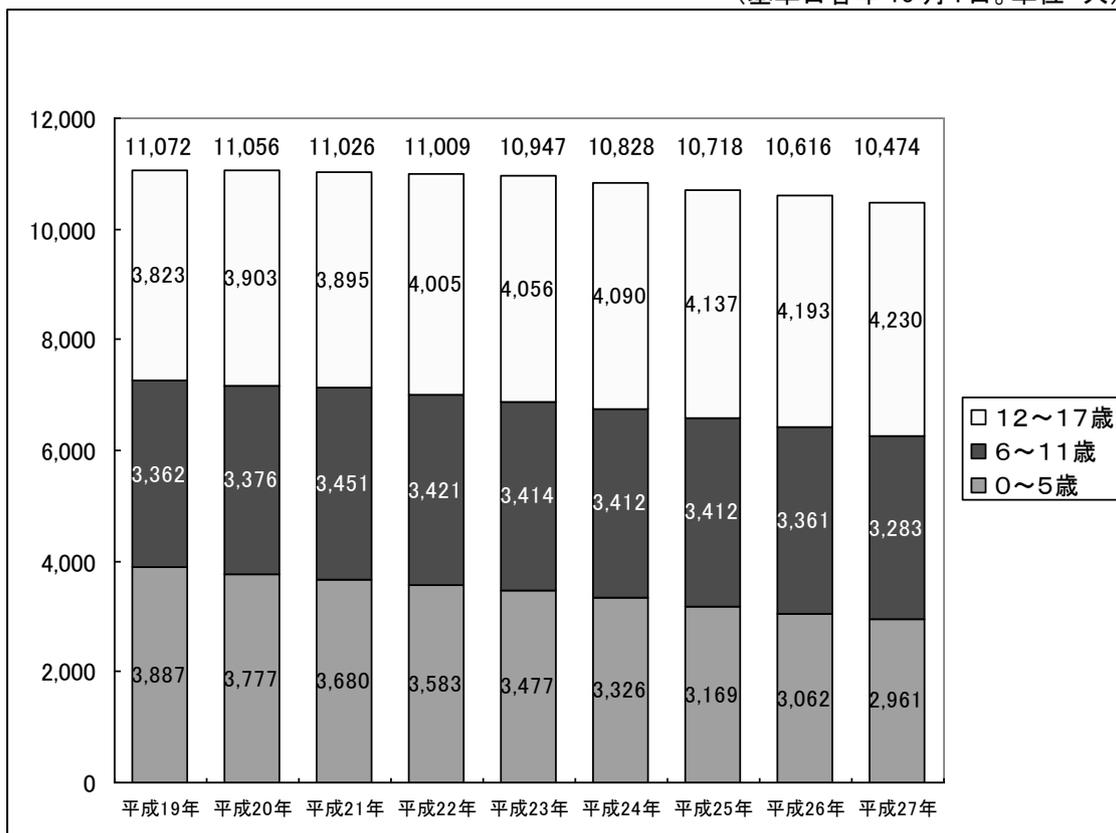


### (3) 人口推計

平成 27 年までの児童人口を推計すると、0～5 歳の人口が徐々に減り続け、平成 19 年と比べると平成 27 年には約 900 人少なくなり、6～11 歳が一時増えるものの平成 26 年から減少傾向に転じ、12～17 歳は増加傾向を維持するという推計結果となりました。

図表3 児童人口の推移

(基準日各年 10 月 1 日。単位 人)



※ 本推計は、平成 17 年～平成 19 年の 3 年間の住民基本台帳人口及び外国人登録人口から推計したものであり、この推計も外国人登録人口を含んだものであります。平成 19 年は実績、平成 20 年以降は推計値となっています。年齢別人口推計値は、第 4 章第 2 節人口推計を参照



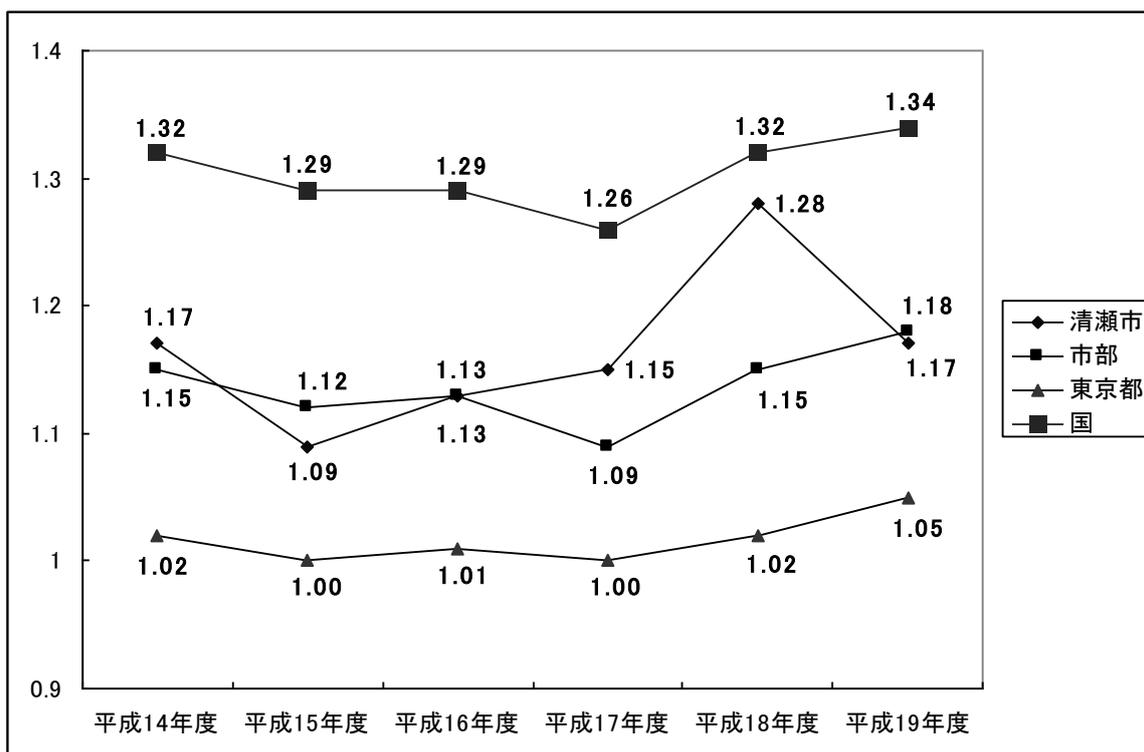
#### (4) 出生の動向

清瀬市内の出生数は、600人前後を推移しており、平成19年度は603人でした。合計特殊出生率は、平成15年度から上昇に転じ、平成18年度は1.28人となりました。

地域間で比較すると、東京都全体が最も低く、次いで東京市部平均となっており、清瀬市は市部平均より高い結果で、全国平均に近い値となっています。

**図表4 合計特殊出生率の推移**

(各年4月1日～翌年の3月31日。単位 人)



資料：東京都人口動態統計

※ 合計特殊出生率とは、正式には「期間合計特殊出生率」のことを指し、一人の女性が一生(15～49歳)に産む平均の子ども数を示しています。

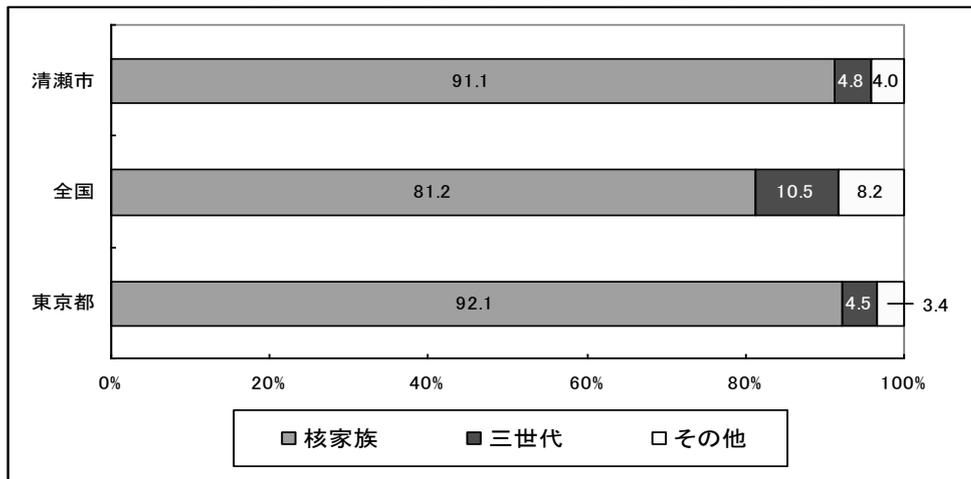
## 2. 子育て家庭の状況

### (1) 6歳未満の子どもがいる家庭

平成17年の国勢調査結果によると、清瀬市は、6歳未満の子どもがいる世帯の中で、核家族が91.1%を占め、全国平均の81.2%と比較して、10ポイントほど核家族比率が高くなっています。

5年前の国勢調査と比較すると、核家族比率が89.4%から、1.7ポイント上昇し、本市が急速に核家族化していることが伺えます。

図表5 6歳未満の子どもがいる家庭の家族形態

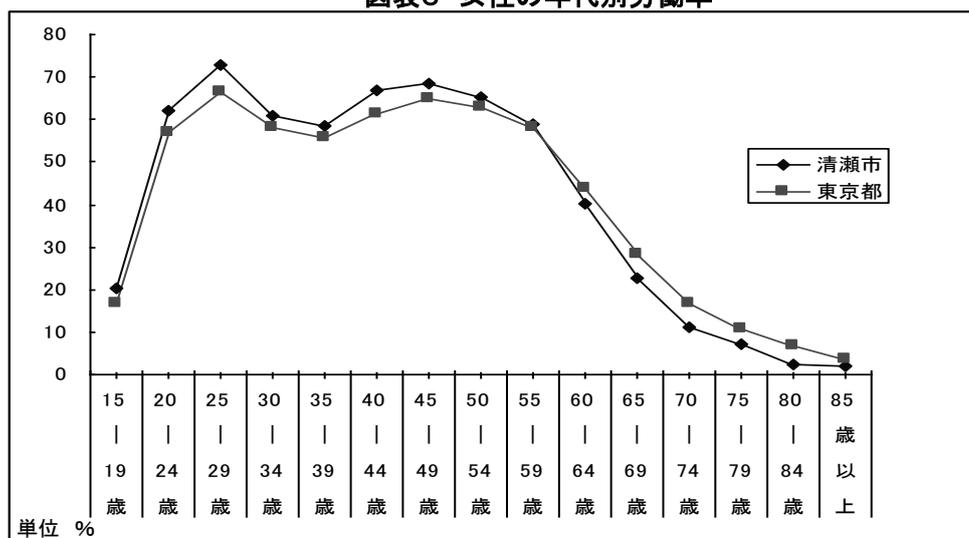


資料：平成17年国勢調査

### (2) 世代別女性労働率

清瀬市の女性の年代別就労率を見ると、M字曲線を描いています。M字の谷の年代は、35～39歳となっており、5年前の30～34歳よりやや高齢化しました。ピークは、25～29歳の72.8%と45～49歳の69.3%となっています。

図表6 女性の年代別労働率



資料：平成17年国勢調査

### 3. 子どもの実態

#### (1) 就学前児童の居場所

「自宅・その他」をみると、0歳では、86.2%が自宅等で過ごしています。1歳、2歳でも7割台の児童が自宅等で過ごしています。3歳～5歳までは、自宅等の割合は1割台となり、幼稚園が5割前後を占めるようになります。

保育園は、加齢と共にその割合が増加しますが、0歳児でも13.8%が保育園で過ごしており、これは、平成16年の調査結果の10.6%と比べると3.2ポイントの増加です。

図表7 就学前児童の居場所

基準日 平成20年5月1日

区分	全体		0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	人数(人)	比率												
自宅・その他	1,642	43.9%	457	86.2%	473	74.5%	439	70.0%	108	17.3%	96	14.9%	69	10.1%
保育園	1,059	28.3%	73	13.8%	162	25.5%	188	30.0%	204	32.7%	200	31.1%	232	34.0%
幼稚園	1,040	27.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	311	49.9%	348	54.0%	381	55.9%
合計	3,741	100.0%	530	100.0%	635	100.0%	627	100.0%	623	100.0%	644	100.0%	682	100.0%

その他には、認可外保育施設及び児童福祉施設等を含みます。

資料：子育て支援課

保育園の人数は、管外受託児童数を除き、管外委託児童数を含みます。

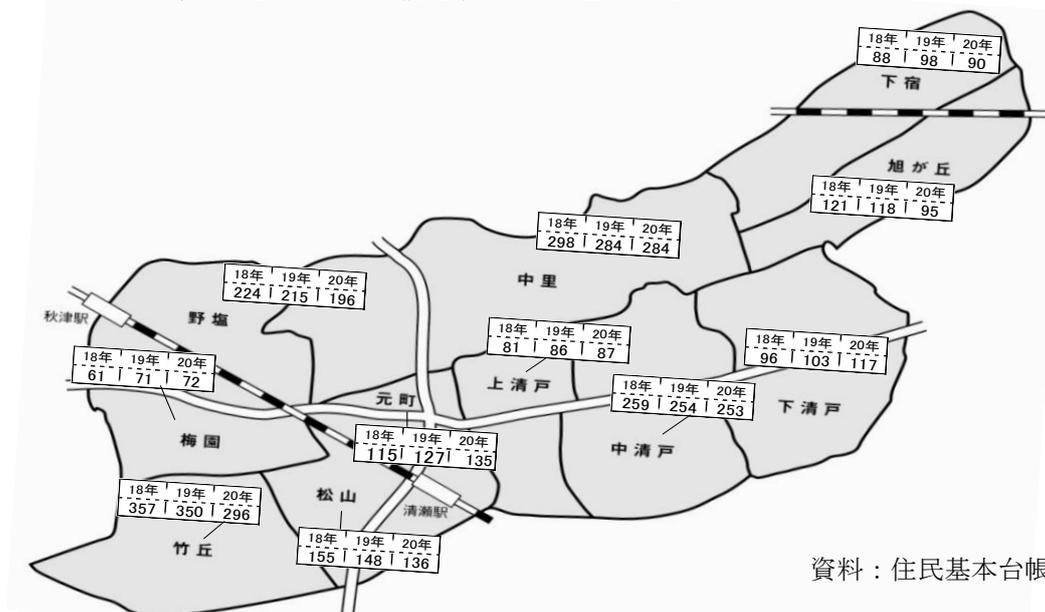
#### (2) 地区別0～2歳の児童数

平成18年から20年までに、20人以上0～2歳児が増加した地区は、元町、下清戸の2地区です。逆に20人以上減少した地区は、旭が丘、野塩、竹丘の3地区で、特に竹丘の61人減少は大幅です。

前期計画策定時の平成15、16年では、竹丘地区のみが、1年間で183人の増加を示し、他地区は20人を超える増減地区は見られなかったのに比べると、2年間の比較ではあるが、各地区に変化が出ていると見られます。

図表8 地区別0～2歳児数

(基準日各年10月1日)



資料：住民基本台帳

### (3) 放課後の小学生（低学年）の過ごし方

小学校低学年の児童は、14時から18時までは、「公園など」戸外で遊んだり、「学童クラブ・放課後子ども教室」など自宅以外で過ごしていますが、16時ごろには4分の1前後の児童は家に帰っています。

18時以降については、9割以上は自宅で保護者等と過ごしていますが、2.5%とごくわずかですが、家で子どものみで過ごしたり、学習塾やスポーツ活動により家以外で過ごしているケースが見られます。

図表9 放課後の小学校低学年児童の過ごし方

(単位 %)

区 分	14時～16時	16時～18時	18時～20時	20時以降
学校や公共施設	31.0	0.6	0.0	0.0
学童クラブ・放課後子ども教室	26.6	20.2	0.0	0.0
家で保護者等と一緒に	14.6	25.9	90.5	93.0
家で子どものみ	3.1	8.3	2.5	1.3
友だちの家	2.5	3.8	0.0	0.0
公園など	15.8	24.1	0.0	0.0
学習塾・スポーツ活動など	1.9	13.3	3.1	1.2
その他	0.6	0.6	0.0	0.0

資料：清瀬市保健福祉計画策定のアンケート調査（平成20年度）

### (4) 中高生世代の悩み

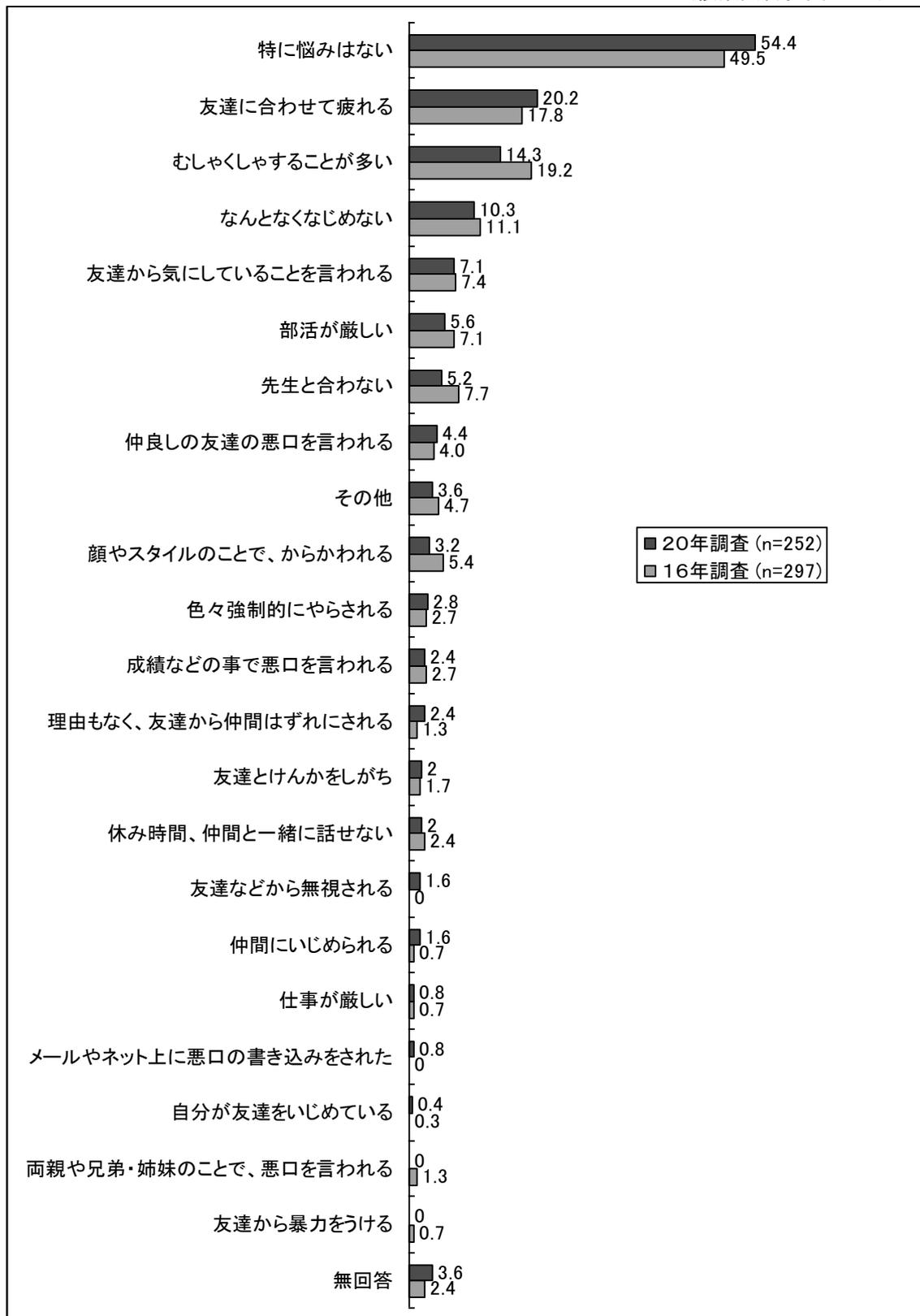
中高生に「悩み」の有無とその内容について質問をしました。

“悩みはない”との回答は、全体では54.4%と半数以上にのぼり、平成16年実施の前回調査の時を若干上回ります。

悩みがあると回答した中高生では、その内容として“友達に合わせて疲れる”“むしゃくしゃすることが多い”そして“なんとなくなじめない”が10%以上の項目で、前回調査とも傾向はほとんど変わりません。なお、「いじめ」などの原因あるいはいじめ等の現れのおそれもある項目も10%未満、5%未満と僅かですが挙げられています。

図表 10 中高生世代の悩み

(複数回答。単位 %)



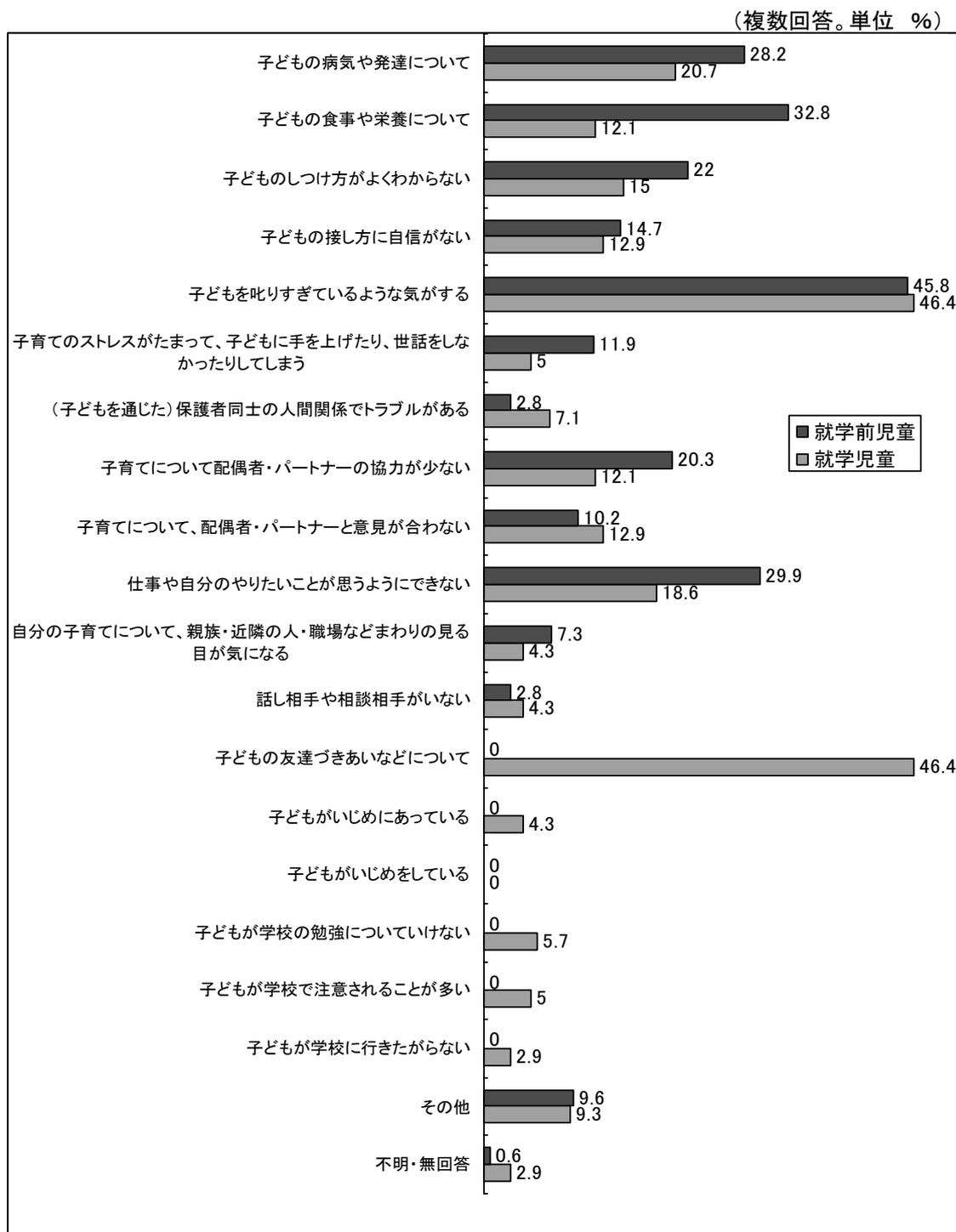
資料：清瀬市保健福祉総合計画策定のアンケート調査（平成 20 年度）

## 4. 子育ての実態

### (1) 子育てにまつわる悩みについて

「子どもの育て方」についての悩みが高いが、就学前では、「病気」や「食事・栄養」の悩み、就学児童では「子どもの友人」の悩みが高くなっています。

図表 11 子育ての悩み



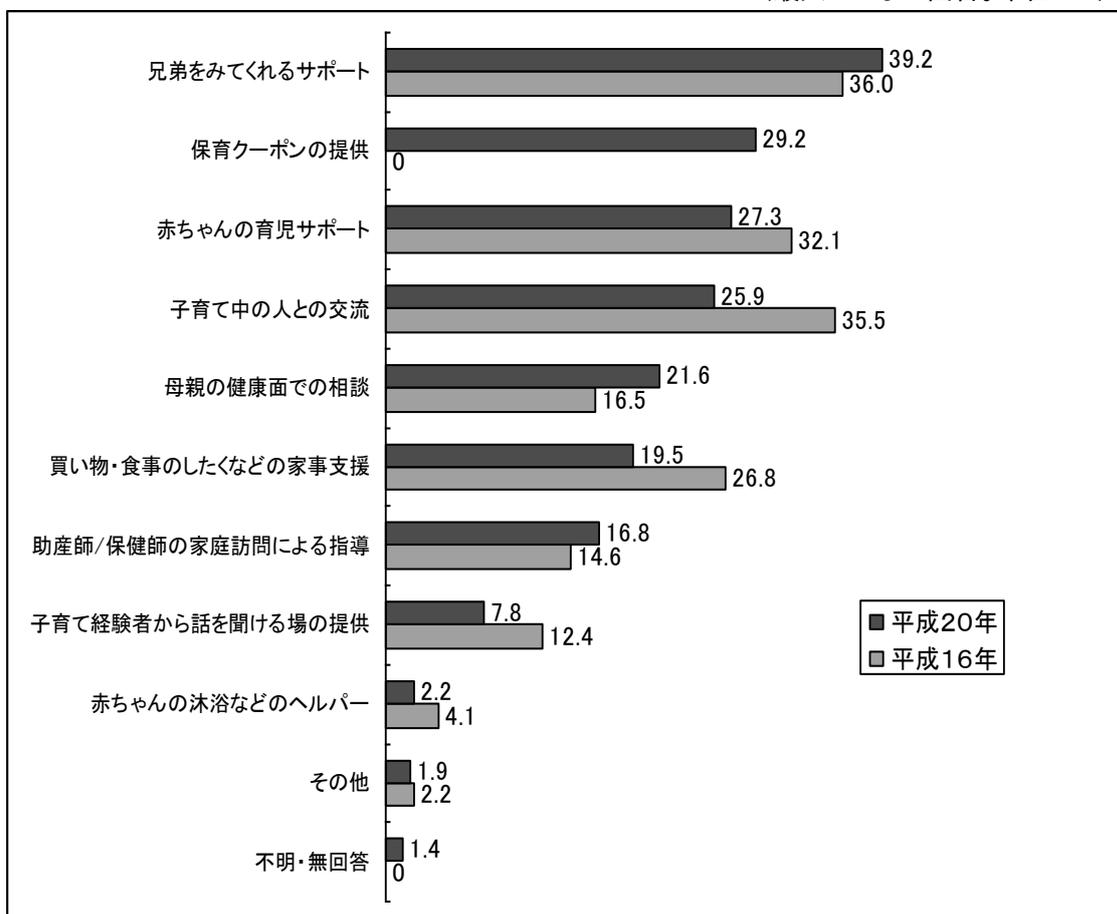
資料：清瀬市保健福祉総合計画策定のアンケート調査（平成 20 年度）

## (2) 妊娠中や出産後に希望するサポート

妊娠中「精神的に不安定になったことがある」人は49%と約半数で、また、出産後の同様の場合は59%で、両時期とも精神的に不安定な時期を経験した人は44.3%に達しています。妊娠・出産直後の人が望むサポートとしては、「他の子（兄弟姉妹）を見てくれる」ことが一番多くあげられ、これは、前回、今回共に第1位です。次いで今回20%台の項目としては、「保育クーポンの提供」「赤ちゃんの育児サポート」「子育て中の人との交流」「母親の健康面での相談」と続いています。

図表 12 希望するサポート（就学前児童保護者に対する質問）

（最大2つまで回答。単位 %）

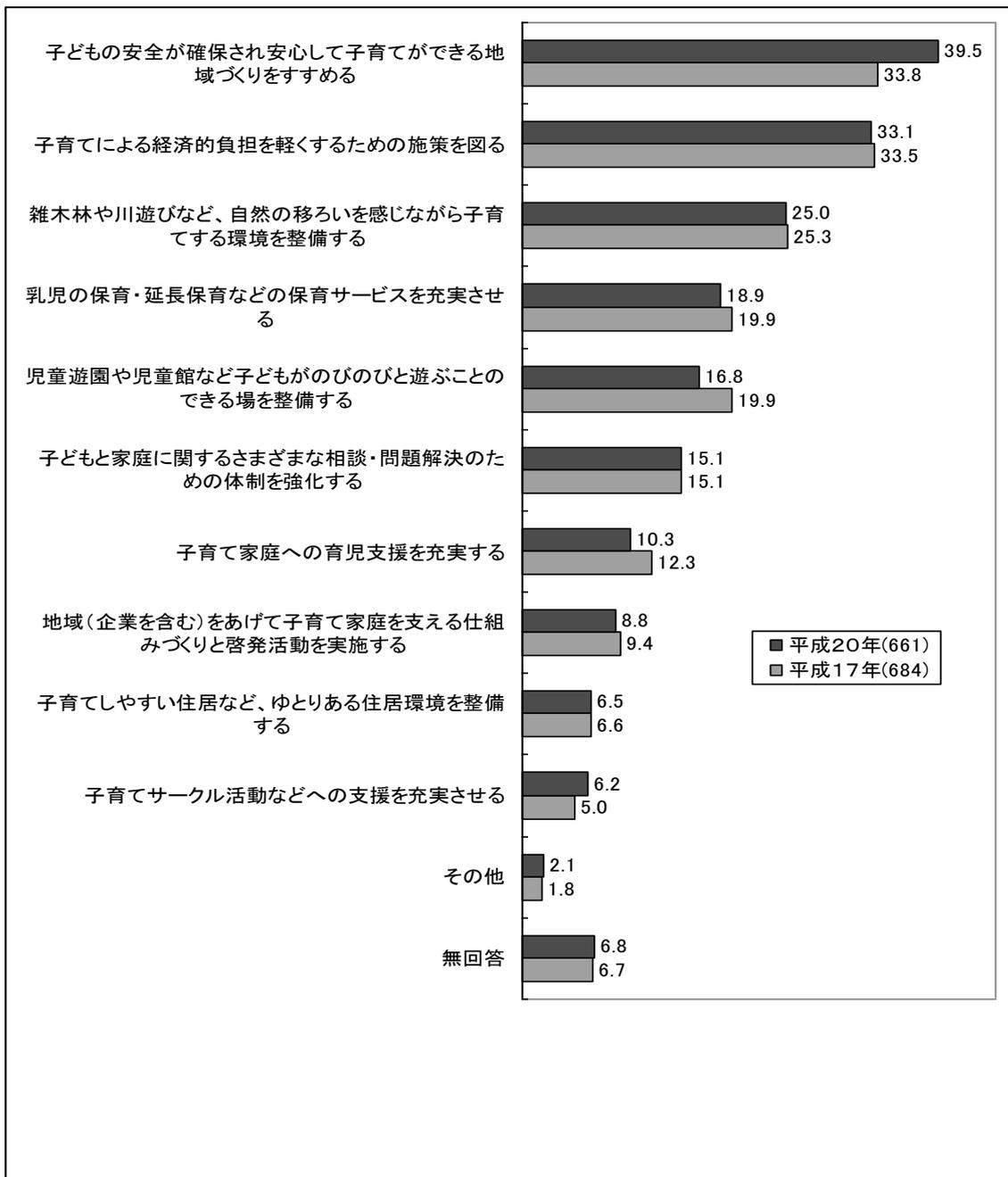


資料：清瀬市保健福祉総合計画策定のアンケート調査（平成20年度）

### (3) 市に望む施策

30%以上の方が挙げた項目は「子どもの安全の確保」と「経済的負担の軽減」です。この2項目は、平成17年調査も20年調査も上位2項目で変わりません。特に「子どもの安全の確保」は今回調査で39.5%と前回より5ポイント以上高くなり、子どもの安全に対する保護者の要望が一層強くなっていることが判ります。他の項目については3年前と順位、率(%)ともほとんど変化はありません。

図表13 市に望むサービス  
(最大2つまで回答。単位 %)



資料：清瀬市世論調査（平成20年度）

## 第2節 清瀬市の次世代育成支援関連施策等の状況

### 1. 保育園

市内には、認可保育園が市立8施設（公設公営7、公設民営1）及び私立5施設の計13施設あります。

平成16年度に公設公営を1施設廃園し、私立を1施設開園して69人の定員増及び定員弾力化の運用に努めておりますが、待機児童数の解消には至っていない状況であります。

市立保育園では子育てひろば事業（A型）、私立保育園では子育てひろば事業（B型）及び地域活動事業を実施して、親子あそびや相談等、地域の子育て家庭への支援活動を行っております。

図表14 認可保育園児数の推移

（各年5月1日現在。単位 人）

区分	保育園数(施設)			園児数内訳				私立 総数	公立 総数
	市立	私立	合計	総数	0歳	1歳～2歳	3歳以上		
平成17年	8	5	13	1,072	85	343	644	497	575
平成18年	8	5	13	1,068	79	337	652	507	561
平成19年	8	5	13	1,081	84	348	649	516	565
平成20年	8	5	13	1,056	74	346	636	504	552

※ 管外受託児を含む。認可外保育施設は含まない。

資料：統計「きよせ」・子育て支援課

図表15 待機児童数の推移

（各月1日現在。単位 人）

区分	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4・5歳児		合計	
	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義
平成17年 4月	11	13	13	17	17	26	4	10	2	5	47	71
平成17年 10月	28	33	10	17	18	26	1	6	0	2	57	84
平成18年 4月	2	4	15	20	7	11	14	19	7	7	45	61
平成18年 10月	28	34	10	17	11	16	5	12	0	2	54	81
平成19年 4月	3	3	14	20	14	24	5	11	5	14	41	72
平成19年 10月	25	33	16	28	7	12	0	5	3	5	51	83
平成20年 4月	3	6	22	30	14	25	3	8	6	12	48	81
平成20年 10月	25	37	23	29	8	14	0	2	2	5	58	87

※旧定義・認可保育施設を希望して入園できなかった児童の数

※新定義・旧定義から「公的支援を受けている認可外保育施設に在籍している児童等を除いた人数」を待機児童数(新定義)としている。

資料：子育て支援課

## 2. 幼稚園

平成20年度における市内の幼稚園の施設数は、7施設であり全て私立の幼稚園となっています。

幼稚園においても、一時預かりやプレ幼稚園などの多様な事業が行われております。

平成20年4月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園（幼稚園単独型）が清瀬ゆりかご幼稚園において開設され、保育に欠ける子どもに対して保育を実施しており、保育ニーズに対する新たな選択肢となっています。

図表 16 幼稚園児の推移

（各年5月1日現在。単位 人）

区 分	施設数	3歳児			4歳児			5歳児			合 計		
		市内	市外	合計	市内	市外	合計	市内	市外	合計	市内	市外	合計
平成17年	7	306	216	522	349	290	639	358	309	667	1,013	815	1,828
平成18年	7	315	199	514	379	263	642	354	290	644	1,048	752	1,800
平成19年	7	310	233	543	376	230	606	381	259	640	1,067	722	1,789
平成20年	7	311	257	568	348	252	600	381	225	606	1,040	734	1,774

資料：統計「きよせ」

## 3. 小・中・高等学校

市内には、現在小学校が10校（市立9、私立1）、中学校が6校（市立5、私立1）あり、平成19年3月に都立清瀬東高等学校が廃校となり、高等学校は2校（都立1、私立1）となっています。

図表 17 小・中・高等学校の学校数、学級数、児童・生徒数の推移

（各年5月1日現在。単位 人）

区 分	小学校			中学校			高等学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	生徒数
平成17年	9	129	3,800	5	51	1,623	3	36	1,281
平成18年	9	129	3,867	5	49	1,590	3	29	1,041
平成19年	9	127	3,839	5	51	1,640	2	23	845
平成20年	9	129	3,896	5	52	1,648	2	23	809

※ 小・中学校は市立、高等学校は清瀬高校、東星学園

資料：統計「きよせ」



#### 4. 学童クラブ

市内には、学童クラブが9施設あります。学童クラブの主な利用対象である小学校低学年の児童数の推移は、今後横ばいから下降傾向にあります。ニーズは引き続きあると推測されます。

平成20年10月現在、利用希望者は概ね入所している状況です。

**図表 18 学童クラブ利用児童数**  
(各年4月1日現在。単位 人)

区 分	学 童 クラブ数	利用児童数				
		総数	1学年	2学年	3学年	4学年
平成17年	9	591	216	205	168	2
平成18年	9	586	203	208	174	1
平成19年	9	591	213	196	181	1
平成20年	9	580	213	203	163	1

資料：統計「きよせ」・子育て支援課

**図表 19 学童クラブ定員**  
(平成20年10月1日現在。単位 人)

学童クラブ名	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9
学 区	六小	清明小	四小	八小	七・三小	十小	芝山小	清小	三・七小
定 員	70	70	60	70	70	70	40	55	55
在籍児童数	76	71	60	58	77	75	31	54	64

資料：子育て支援課

#### 5. 放課後子ども教室

児童の安全で安心な放課後の居場所として、平成19年度に2校で開始、平成20年度には6校で実施しています。

**図表 20 放課後子ども教室登録者数**  
(平成20年10月1日現在。単位 人)

教室名／登録数	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合 計
清小まなべー	50	45	29	15	8	3	150
芝小まなべー	18	19	17	13	0	0	67
四小まなべー	22	16	23	25	16	1	103
七小まなべー	18	31	20	8	3	0	80
八小まなべー	32	30	54	16	8	2	142
清明小まなべー	37	26	33	12	5	2	115
合 計	177	167	176	89	40	8	657

資料：児童センター

### 第3節 前期計画の評価

#### 総括

清瀬市では、次世代支援に向けて平成17年に行動計画「子育てって楽しい！と思えるまちに」を策定し、取組みを行ってきました。

妊娠・出産から乳幼児期、児童期、少年少女期に亘る長くそして最も変化の激しい時期の人々を様々な面から支援していく取組みは膨大で、奥深いものです。

清瀬市では、大きく「健康づくり・発達支援」「子育て支援」「保育(仕事と子育ての両立や子育て家庭の負担軽減)」「教育」という側面から、様々な従来からの施策を組み合わせ、新たな施策を実施することで取組みを開始しました。

取組みの最初の5ヵ年(前期)は、まずは仕組み・体制を構築し、市民の皆さんに知っていただき利用していただくこと、また、そうした仕組みを運営し、日常的に支える組織や人のネットワークを作りその輪を広げていくこと、その中で、地域として皆が子育てを支援していく意識を少しでも共有することを目指しました。

中間的に前期を振り返ると、子育て支援の中核的組織である子ども家庭支援センターを設置して、個別の施策に横の連携を持たせた施策の推進や施策の浸透に大きな力を発揮しました。また、施設面でも中央児童館の建設・開設により各種事業の拠点ができ、事業の推進や連携を進めることができました。更に、児童館は、市民の皆さんにも好評で、中央児童館はこの2年間入館者が毎年12万人超と連日大賑わいとなっています。

子育て支援の重要な課題のひとつに、都市化、核家族化の進行の中で母親の孤立化があります。これに対する有力な解決策の一つは、仲間づくりや気軽に何でも相談できる(話せる)人との出会いとコミュニケーションづくりですが、そうした場や機会を提供するひろば事業も、来場された皆さんには大変好評であり、他の多くの事業についても満足度は高いものとなっています。

このように、前期の取組みを中間的に総括すれば、最初の立ち上げは順調に進んでいると評価することができます。

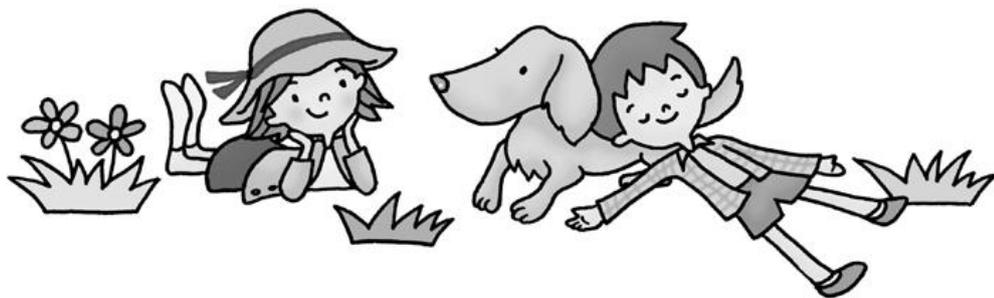
その一方、保育ニーズについては、認可保育園の定員増や弾力化の運用、認証保育所の設置などを実施しましたが、待機児童解消の課題はまだ残っており今後も待機児童解消に向けた取組みが必要です。また、女性の多様な能力を子育て期間中も中断させることがないように、生活と仕事の両立を図るための取組みや、併せて夫の子育てへの参画(育児休暇の積極的取得を含む)についても、啓発等を含め十分な取組みが必要です。

この次世代育成支援対策推進法は10年間の時限立法ですが、子育て支援については、10年経過した後も、皆が子育てを支援し続ける意識と気持ちと行動力を持ち続けることが大切であり、そのための継続させていく仕組みを構築していくことも、大切な課題であります。

## 前期計画の達成状況

区分	項目	目標事業量等	達成現況等 (平成20年4月1日現在)	
多様な就業形態の在宅家庭への支援	ファミリーサポートセンター事業	平成17年度 新規1カ所	17年10月開始 (NPO法人委託)	19年度実績、依頼会員647人、提供会員104人、両方会員18人、計769人 活動件数 延2,234回
	一時保育事業	平成21年度 13施設 (31名分)	認可保育園 13カ所で実施	私立すみれ及びきよせ保育園の2施設において占有スペースを設けて実施。定員は、それぞれ10人程度。他11園では空き定員の範囲で実施。空き定員の場合、恒常的な受け入れができないため充実が必要。
	トワイライトステイ事業 (子育て短期支援事業)	平成17年度 新規1カ所	ショートステイ事業で一部対応代替事業	ショートステイ事業で対応できる範囲で対応しているが、ショートステイ自体に定員があるため常時利用できる体制ではない。
	ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	平成17年度 新規1カ所	17年11月開始(社福児童養護施設委託)	東久留米市との共同事業(19年度実績) 件数:日帰り41件、宿泊21件 日数:日帰り41日、宿泊65日
	病後児保育 (施設型)	平成17年度 新規1カ所	17年4月開始(社福私立保育園委託)	私立きよせ保育園において実施。 定員は、4人
	病後児保育 (派遣型)	施設型の利用実績により検討	厚生労働省委託事業「緊急サポートネットワーク事業」 社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託	
	特定保育事業	一時保育・ファミリーサポートセンター事業の利用状況により検討	一時保育事業で対応	一時保育を実施している施設において、同事業の利用の中で対応している。
在宅家庭への支援	子育てひろば事業(A型)	公立保育園8施設で実施	公立保育園7園(3拠点)実施	実施回数を増やすとともに、内容の充実を図っている。平成19年度は、実施回数220回、参加者数3,451人
	子育てひろば事業(B型)	継続	私立保育園1園で実施	ひろば事業の拠点施設である。平成19年度は、実施回数447回、参加者数6,908人
	子育てひろば事業(C型)	平成21年度 1施設	19年度5ヶ所で実施 (3カ所直営、2カ所はNPO法人委託)	19年度実績 野塩センター(1,994人) 下宿センター(2,770人) ころぼっくる(35,451人) 清瀬市民センター(8,620人) 竹丘センター(5,307人)
	産前・産後支援ヘルパー派遣事業	ファミリーサポートセンター事業の利用状況により検討	17年12月育児支援ヘルパー事業で対応	19年度利用実績、11件延61日 利用回数の制限や利用料金に課題あり。
	訪問型一時保育事業	ファミリーサポートセンター事業の利用状況により検討	ファミリーサポートセンター事業で対応	ファミリーサポートセンター事業は、原則提供会員宅での実施のため、訪問型の一時保育事業とはいえない。

区分	項目	目標事業量等	達成現況等 (平成20年4月1日現在)	
働く家庭への支援	通常保育事業	平成21年度 13施設 定員1,102名(認可保育園)	13ヶ所 定員1,052人(認可保育園)	前期計画の目標に達しておらず、定員50人が未達成となっている。 公立(1施設)廃止と民設(1施設)新設に伴い、69人の定員増を実施して1,052人。更に弾力化(64人)を実施して1,116人の受入が可能
	認証保育所	平成21年度 A型1施設	17年11月A型1ヶ所開設	(株)こどもの森が清瀬プテクレイシュを開設。 定員は30人
	延長保育事業	2時間延長保育園の利用動向を把握した上で検討	2時間延長保育園2施設 1時間延長保育園6施設	19年度から私立野塩及びきよせ保育園で2時間延長を実施。1時間延長は、私立清瀬上宮、中清戸、すみれ保育園及び公設民営の駅前乳児保育園並びに公立の第1、第3保育園で実施
	休日保育	ファミリーサポートセンター事業や一時保育の利用状況により検討	ショートステイ事業で対応	検討を継続
	夜間保育	延長保育、ショートステイ、ファミリーサポートセンター事業の利用状況により検討	ショートステイ事業で対応	検討を継続
	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	平成21年度 10施設。定員610人(新規1施設)	9施設 定員560人	前期計画の目標に達しておらず、1施設、定員50人が未達成となっている。 弾力化で対応。615人を受入可能。 16・17年の松山、竹丘地区の大規模開発によるニーズ増を見込んだが、過去3年間の待機児童数は平均4人。
総合的な支援	子ども家庭支援センター	平成17年度 新規1ヶ所	平成17年7月開設(先駆型) 平成19年2月清瀬市要保護児童対策地域協議会設置	平成20年4月に組織改正のため課に昇格。 虐待防止ネットワーク事業(要保護児童対策地域協議会の運営)(子ども家庭専門研修) 子ども家庭総合ケースマネジメント事業(総合相談事業)(サービス調整)(子ども家庭在宅サービス) 地域組織化事業(清瀬市子育てネットワーク支援事業)(いきいき子育て支援事業)(つどいの広場)(親の子育て力支援事業)(地域組織化活動) 在宅サービス基盤整備事業(養育家庭体験発表会) 要支援家庭サポート事業(育児支援ヘルパー派遣事業)(見守りサポート)(虐待防止訪問事業)
	虐待防止ネットワーク事業	平成17年度 新規1ヶ所	虐待防止ネットワーク事業は、子ども家庭支援センター事業に移行	
	子どもの遊び場「ミニひろば」	平成21年度 3箇所	つどいのひろば事業で対応	つどいのひろばを大幅に増設。 NPO法人も独自にひろば事業を展開している。
	子育て情報誌の発行	平成17年度 新規	平成17年度 第1回発行 平成18年度 第2回発行	平成20年度 第3回改訂版発行(5,000部)



## 第3章 後期計画の目標と重点課題

---

### 第1節 後期計画の基本目標

基本理念実現のための具体的な目標は、前期計画を引き継ぎ次の5つとします。

#### 目標1 すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てできるまちづくり

家庭中心に子育てをしている人、働きながら保育サービスを利用して子育てをしている人、配慮が必要な子どもを育てている人等、すべての子育て家庭が大切にされ、ゆとりを持って子育てができるように、多様なサービスで応援します。

#### 目標2 仕事と生活の調和がとれた子育てのしやすいまちづくり

子育てと仕事の両立がしやすいように、働き方に対応した保育サービスの充実をはかります。家族が協力して子育てと仕事の両立ができるよう、子育て家庭に配慮した働き方や男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

#### 目標3 子どもたちがのびのびと豊かに育つまちづくり

子どもたちが生きる力・考える力・豊かな心及び生活力を身につけ、次世代の親となり未来を担っていくことができるよう、乳幼児期からの保育・教育環境や地域の育成環境の充実を図っていきます。

#### 目標4 家庭・地域の子育て力・教育力を育つまちづくり

子どもたちの基本的な権利が尊重されるよう、教育・啓発活動を行いつつ、核家族化の中で初めて子育てを経験する親も多く、こうした親の子育て力・教育力をサポートするとともに、次世代を地域全体で育てていくという意識の拡がりを促進します。

#### 目標5 安心して子育てできる環境づくり

子どもの安全確保、住宅供給や道路整備、経済的支援など、子育てしやすい環境をつくるために家庭・学校・福祉施設・地域の関係機関等が連携して活動を推進します。

## 第2節 後期重点課題

清瀬市内の次世代育成支援の現状を踏まえて、基本施策の中でも、平成27年度までに特に力を入れて取り組んでいく重点課題を次のように設定しました。

### 保育サービスの充実

近年は女性の就労率の上昇や育児休暇制度の充実などにより、出産後も保育サポートを利用しながら働く家庭が増えており、保育サービスについては今後も一定のニーズがあると予測されます。後期計画においては、仕事と生活の調和のとれた子育てを目指し、各保育サービスの充実を図るとともに、引続き待機児童の解消に向けて、総合的に対応していきます。

### 多様な子育て支援サービスの充実

現在清瀬市では、0～2歳の子どもの7～8割が在宅で保育が行われており、生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）、子育てひろば、一時保育及び子育て中の親子を対象としたセミナーなど、在宅家庭への支援を行っています。しかし近年、ひろばのような場に出ることができず子育て支援サービスのニーズがありながら「孤立化している家庭」の存在が指摘されており、そのような家庭への支援が必要となっています。今後は在宅家庭や多様な就労形態の家庭に対応し、子育ての不安や負担を軽減するために、現在行われている「子育てひろば」や訪問活動の充実を進めると共に、ファミリー・サポート・センターやショートステイの充実など幅広い支援サービスの展開を図る必要があります。

### 子育て支援サービスの総合的な展開

近年発生している子どもと家庭をめぐる様々な問題に対応するために、乳幼児から中高生世代までの子どもと家庭に対応する総合窓口と支援体制が必要となっています。清瀬市では平成17年度に開設した「子ども家庭支援センター」を中心として、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り子育て家庭へのきめ細かな機能の充実を図ります。

また、平成19年度から「清瀬子ども電話相談」を開始し、中高生からの多様な相談に応じています。

### 子どもたちの遊び場・居場所等の環境づくり

清瀬市では平成17年度に児童センター（中央児童館）を開設、子どもたちの遊び場・居場所の整備を進めてきました。また、平成18年度には野塩・下宿児童館に出前事業を実施、平成19年度からは「つどいの広場」を開設するなど、子どもたちの遊び場・居場所など、子育て環境づくりに努めてきました。

今後も、「つどいの広場」の内容充実や、中央児童館の中高生対応事業の充実、野塩・下宿児童館への出前事業の拡充など、子ども達の健全育成のための環境づくりを図っていきたいと思います。

## 子どもたちの権利を大切に取る取組の充実

子どもへの権利侵害である「いじめ」「児童虐待」については、決して許されるものではありません。また、近年インターネットや携帯電話等のメールによる、顔の見えない相手からのいやがらせも問題となっています。清瀬市では平成19年2月に子ども家庭支援センターに要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見・早期対応を徹底し、関係機関との連携を強化していきます。

また、オープン以来中央児童館にジュニアスタッフ委員会（こども運営委員会）を設け、児童館事業の企画・運営・実施を協働で行っています。平成19年度には開設時より懸案となっていた（ころぼっくる憲章）を4章からなる「私たちのねがい」として提案し、運営委員会で採択されました。

## ころぼっくる憲章

### 私たちのねがい

#### 児童センターを

- ☆心と心がふれあうところにしよう
- ☆夢や願いをかなえるところにしよう
- ☆子どももおとなもお年よしも、居心地よく集うところにしよう
- ☆笑顔がたくさんあふれるところにしよう

## 子育て支援のための施策や活動の周知

市や関連団体が実施する各種の子育て支援サービス等については、サービスそのものが多いことや新しい試みも多いため、市民のみなさまに十分に認知されていないという側面があります。こうしたことから、まず「知ってもらおう」こと、その上で「有効に利用してもらおう」ことが重要と考えています。

そのためには、サービス等利用される方を中心にすえ、その方たちのニーズを充分にとらえた上で、サービス等を利用される方にあわせた情報を、わかりやすく速やかに伝えることが重要です。

# 第4章 後期行動計画

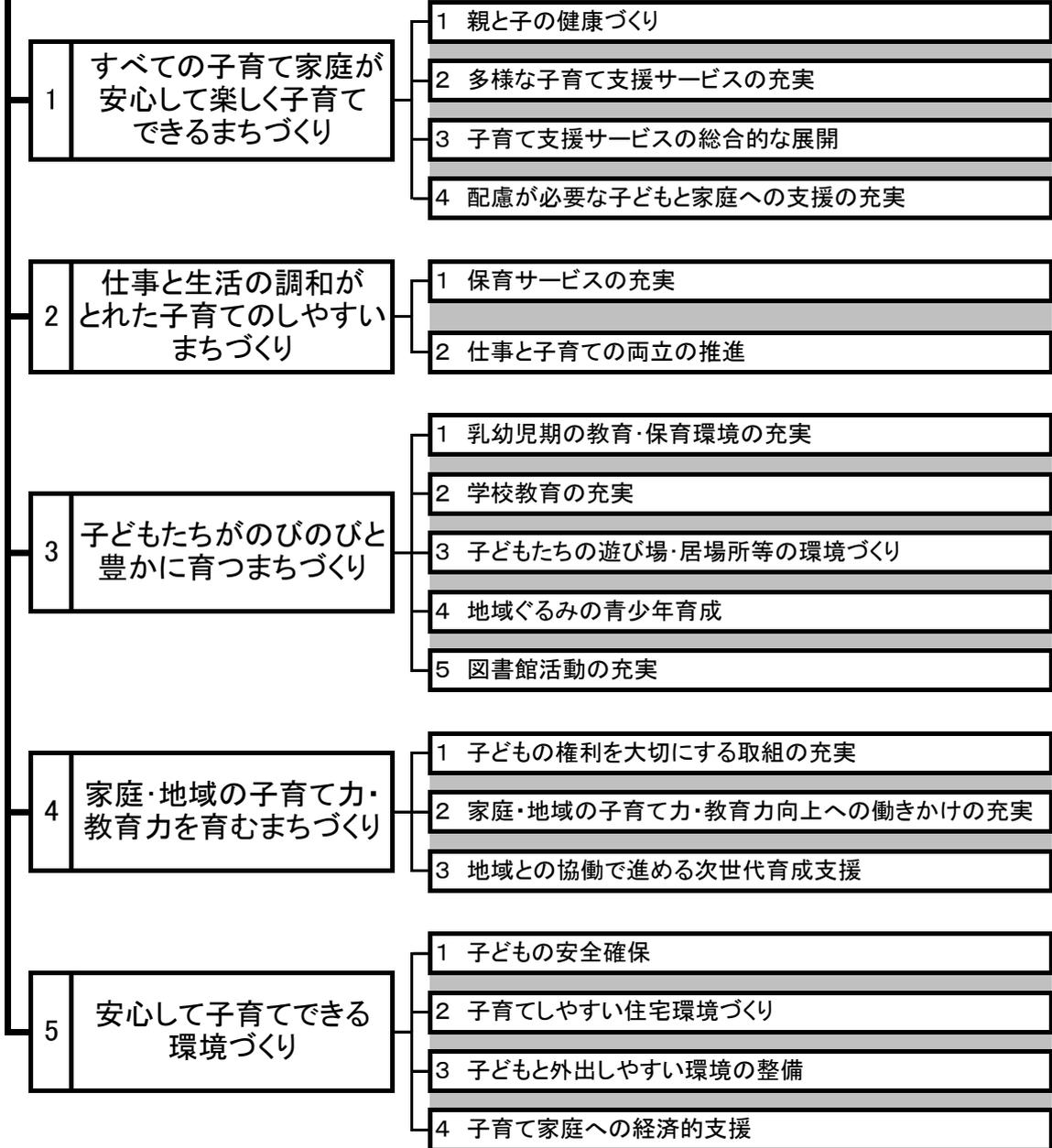
## 第1節 施策体系

### 基本理念

「子育てって楽しいな！」と思えるまちに  
 ～子どもと家庭と地域のネットワークを応援する 安心と協働のまち きよせ～

### 基本目標

### 基本施策



## 第2節 人口推計

今回実施した人口推計によると、清瀬市の総人口は、現在の7万3千人からおよそ千人増えて、7万4千人の後半になると予測されます。全体の流れでは、平成26年度人口が増加するピーク時にあたり、平成27年度から緩やかな減少に入っていくと予測されます。

児童人口については、0歳児から5歳児までの就学前の人口は、既に緩やかな減少時期に入り、少子化の影響が出ると予測されます。

児童人口推計 (各年4月1日。外国人登録を含む。単位 人)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	実績値	実績値	実績値	推計値							
0歳児	597	607	603	543	521	506	485	471	457	442	426
1歳児	643	618	642	632	569	546	529	508	493	478	463
2歳児	659	645	625	653	643	578	556	539	517	502	486
3歳児	701	663	637	624	652	642	577	555	538	517	502
4歳児	684	717	669	653	639	668	657	592	569	551	529
5歳児	666	673	711	671	656	642	672	661	594	572	554
<b>0歳児～5歳児計</b>	<b>3,950</b>	<b>3,923</b>	<b>3,887</b>	<b>3,776</b>	<b>3,680</b>	<b>3,582</b>	<b>3,476</b>	<b>3,326</b>	<b>3,168</b>	<b>3,062</b>	<b>2,960</b>
6歳児(小1)	665	655	672	711	673	657	642	672	661	595	571
7歳児(小2)	724	671	652	678	719	679	663	649	678	667	601
8歳児(小3)	649	712	675	658	685	726	686	670	655	685	674
9歳児(小4)	656	642	709	669	652	678	719	678	663	649	679
10歳児(小5)	661	668	654	719	679	661	688	729	689	673	659
11歳児(小6)	632	650	672	652	716	677	660	685	727	686	670
<b>6歳児～11歳児計</b>	<b>3,987</b>	<b>3,998</b>	<b>4,034</b>	<b>4,087</b>	<b>4,124</b>	<b>4,078</b>	<b>4,058</b>	<b>4,083</b>	<b>4,073</b>	<b>3,955</b>	<b>3,854</b>
12歳児(中1)	633	632	648	681	660	726	685	667	693	736	695
13歳児(中2)	621	625	635	651	683	662	729	688	671	697	739
14歳児(中3)	677	612	634	631	647	680	660	725	684	667	694
15歳児(高1)	612	673	619	637	635	650	683	663	729	688	671
16歳児(高2)	650	614	669	618	637	635	650	683	663	727	688
17歳児(高3)	668	670	618	684	632	652	649	664	698	677	745
<b>12歳児～17歳児計</b>	<b>3,861</b>	<b>3,826</b>	<b>3,823</b>	<b>3,902</b>	<b>3,894</b>	<b>4,005</b>	<b>4,056</b>	<b>4,090</b>	<b>4,138</b>	<b>4,192</b>	<b>4,232</b>

### 第3節 目標ごとの現状及び施策の方向性

#### 目標1 すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てできるまちづくり

##### 1. 親と子の健康づくり

###### <現状と課題>

子どもの生涯の健康につながる母子保健は、人としての健康の出発点です。次世代を安心して産み、ゆとりをもって育てるための基盤となり、さらなる豊かな社会を形成していくことにつながります。

清瀬市では、健康センターを中心として、各種健診や相談、教室など母子保健にかかわる施策を展開しています。しかし、近年、核家族化の進展で、悩みや不安やストレスを感じたときに相談できる人間関係が希薄になっています。また、育児環境が大きく変化しており、若年者や高齢初産の方も増えています。妊娠から出産までの自己管理への支援だけでなく、地域ぐるみで楽しく子育てができるよう、子育てしている家庭が孤立しないような育児を支援する体制が必要です。

このような課題に対応するため、平成20年3月に清瀬市母子保健計画を改定しました。市民や地域、行政が協力しあって、「すべての子どもが健やかに育ち、誰もが育児を楽しく思えるまち」をめざし、母子保健の取り組みを行っています。

また、小児医療体制の整備については、多くの市民が重要と感じており、夜間・休日等の小児救急診療についてもニーズが高い状況であります。平成21年度末には、都立清瀬小児病院の移転・統合も予定されており、小児医療体制の確保が重要課題となっています。

###### <施策の方向性>

今後も前計画に引続き、安全な妊娠・出産を支援するために、「喫煙や飲酒」への対策を含む妊娠から出産までの自己管理、育児準備等の教育や相談等の支援について、母子保健計画と相互に補完しながら連携を図り、推進していきます。

子ども自身が自分のからだを大切に思うことができるよう、また健康を脅かす薬物や性感染症罹患率の増大に対応するために、教育、保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、食育、薬物、性感染症等についての学習機会を提供し、正しい知識の普及を図ります。

## 2. 多様な子育て支援サービスの充実

### ＜現状と課題＞

子どもが育つ環境は、親の生き方や価値観も多様化しています。これに伴い「子育て支援サービス」も、子どもの保育サービスにとどまらず、相談・ひろば・遊び場・情報・仲間づくりなど多様なサービスが必要になっています。また保育サービスも、宿泊、夜間、ファミリーサポートなど日中の一時保育などもニーズが高くなっています。

### ＜施策の方向性＞

在宅での子育てであってもゆとりを持って子育てが行えるよう、一時保育・ショートステイ・ファミリーサポートセンター等より一層利用しやすくなるようサービスを充実します。現在実施していないトワイライトステイ事業も比較的ニーズが強いことが判明しましたので、更に費用の面での詰めを行い、清瀬市でも実施する方向で検討します。

また子育て家庭が孤立化しないよう、いつでも気軽に親子や児童・生徒が遊びに行くことのできる「ひろば」の機能・活動の充実や、家庭への訪問活動を充実していきます。また、幼稚園・NPOを含めた子育て支援サービスの情報を入手しやすいよう、各情報の提供に努めます。

## 3. 子育て支援サービスの総合的な展開

### ＜現状と課題＞

清瀬市では、平成17年度に「子ども家庭支援センター」を開設し、すべての子どもと家庭を対象とした総合相談窓口として活動を開始しました。また子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る担当部署として、子育てに関する情報発信等の活動も行っています。

開設3年を経過した段階では、認知度は約5割程度で、子どものいる家庭保護者には知られてきていますが、その活用という点では、まだ十分機能を発揮できていない状態です。

また、すべての子どもやすべての家族を応援する観点に立つことも重要であると考えます。

### ＜施策の方向性＞

子ども家庭支援センターは、今後とも次世代育成に関わる諸機関とのネットワークを一層強化し、総合相談窓口として、また情報の発信等を強化して行きます。

また、育児休業から保育そして保育園から学童クラブへの円滑な移行など、すべての子どもの育ちを支える、切れ目のない包括的な次世代育成支援の構築を図っていきます。

## 4. 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

### (1) 障害のある子どもと家庭への支援

#### <現状と課題>

清瀬市では、乳幼児健康診査等を通して障害の早期発見に努めていると共に、障害のある子どもが地域で共に生活していけるよう、全ての市立保育園で障害児保育を実施しています。また、就学前児童の発達や療育に対し、関係機関が連携を図りながら総合的な福祉を推進することを目的として、「清瀬市子ども発達相談・療育支援連絡会」を設置しています。

障害のある子どもの教育については、普通学級に通う児童を対象に学校生活の範囲内で介助を行う「介助員の配置」や施設整備を随時行っています。また、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、放課後・休日・長期休暇を利用した障害児放課後等育成事業や、ホームヘルパー派遣、介護者の休養などを目的としたショートステイ事業等を行っています。

#### <施策の方向性>

後期計画でも、幼児期から青年期まで、子どもの多様性に応じた支援を行うと共に、親同士のつながりや各種保育サービスを充実させ、家庭への支援を充実させていきます。また障害についての理解を深める体験学習や、教職員への研修を行います。

平成21年度に開設予定の「(仮称)子どもの発達支援・交流センター」を有効に活用し、健康センター、子ども家庭支援センター等が連携を図り、「早期発見・早期治療」に取り組んでいきます。

### (2) ひとり親家庭への支援

#### <現状と課題>

清瀬市では、ひとり親家庭に対する支援として、子ども家庭支援センターや母子自立支援員を中心に、相談の受付、ホームヘルプサービス等の支援、就労支援を行っています。

#### <施策の方向性>

ひとり親家庭等への福祉施策・制度について、より入手しやすくわかりやすい情報提供に努めます。

母子自立支援員を中心に他の関係機関と連携しながら、子育て生活、就労など様々な分野の窓口として、また、福祉関係機関や教育委員会等との連携により、相談に対応するとともにその体制の充実を図ります。

自立のために、保育園・学童クラブへの優先入所、経済的支援、就労支援等を行い、また就労に当たっては、子どもの保育が併せて重要であるため、保育

サービスも同時に充実させていきます。父子家庭については、保育と家事が困難になることが多いため、各種サービスを組み合わせた生活支援を行います。

### (3) 外国人家庭への支援

#### ＜現状と課題＞

清瀬市内で外国人登録をしている方は、960人(平成20年3月31日)で年々増加する傾向があり、0歳～18歳の方が103人おり保育園や小学校にもこうした外国人家庭の子どもが在籍しています。これらの子どもたちの中には言葉の壁や文化の違いで、生活・学習等に支障をきたすケースも見られます。

清瀬国際交流会では、「日本語学習支援ボランティア養成講座」を開催し「語学ボランティア」を養成しています。この交流会では、16カ国56人の方たちに、日本文化の紹介や生活習慣の学習機会を提供しています。

#### ＜施策の方向性＞

清瀬市では、引き続き日本語学習支援ボランティアの養成を支援していきます。また、語学ボランティア等とも協力し、生活支援や日本語・日本文化の学習機会や相互に文化を理解しコミュニケーションを深める機会の提供を行います。

### (4) 虐待予防と被虐待児と家庭への支援

#### ＜現状と課題＞

近年児童虐待の件数は増加しています。その原因は様々ですが、核家族化、世帯の少人数化、地域社会の変容等の中で、子育て家庭が孤立化しないような支援が重要性を増しています。

清瀬市では、平成17年度に子ども家庭支援センターを設置し、様々な相談に対応しています。また、保育園・学童クラブへの優先入所による保護者の負担軽減や、虐待の早期発見・早期介入等の支援を行っています。

#### ＜施策の方向性＞

後期計画においても、虐待予防として子育て家庭の保護者の孤立化を防ぐために、訪問活動や子育てひろば等の支援を充実すると共に、子ども家庭支援センターに設置した要保護児童対策地域協議会の活動をとおり虐待の早期発見や適切な対応に努め、市民の皆さんへの「見守りの大切さ」の啓発活動などに力を入れて行きます。被害に遭った児童に対する支援は、専門機関と協力し充実して行きます。

## (5) DV被害家庭への支援

### <現状と課題>

DV被害は、表面化しないものも多く実態が正確に把握されていませんが、かなりの件数にのぼるといわれ、児童に与える影響の大きさ、家庭の崩壊等へ繋がる危険性から、一層の対策・支援が求められています。

### <施策の方向性>

現在は男女共同参画センター・生活福祉課を中心に、DVに関する受付や「清瀬市配偶者等からの暴力対策連絡協議会」の開催、意識啓発のための広報、講座や学習会を行っています。今後は、さらにDV被害家庭の把握につとめ、東京多摩地域民間シェルター連絡会等民間ネットワークとの連携も行うなど支援を充実して行きます。

## 目標2 仕事と生活の調和がとれた子育てのしやすいまちづくり

### 1. 保育サービスの充実

#### <現状と課題>

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育園をはじめとする保育ニーズは多様化しており、また、今後6歳未満の子どもの人口は横ばいからやや減少傾向にあると予測されるものの、引続き一定の保育ニーズがあると予測されます。今後も子育てしている人のニーズに応じた利用しやすい保育サービスの提供が必要です。こうした中、前期計画において認可保育園の69人の定員増、定員弾力化の運用及び認証保育所の1箇所新設等に努めてまいりましたが、待機児童数の解消には至っていない状況であります。

また、学童クラブについては、平成18年度に定員を10人増加しました。この結果待機児童数は、減少しており、平成19年度(当初)は0人となっています。ただ、対象学年の延長(現在原則小学1年生～3年生)、育成時間の延長などの要望があります。

#### <施策の方向性>

後期計画においては、仕事と生活の調和のとれた子育てを目指し、多様化する保育ニーズに対応するために、一時保育、延長保育及び病後児保育等各保育サービスの充実を図るとともに、引続き待機児童の解消のため、認可保育園、認証保育園、家庭福祉員及び認定こども園などの整備・運用を検討し、総合的に対応していきます。

また、学童クラブについても、対象学年の延長及び育成時間の延長など要望に

ついて検討するとともに、大規模学童クラブの解消など質の向上・充実を図っていきます。

## 2. 仕事と子育ての両立の推進

### ＜現状と課題＞

子育ては母親だけが担うものではなく、父親も参画する権利も責任もあります。特に子育ての負担感が大きくなっている現状では、父親に期待される役割も重要でありまた大きくなっています。実際今回実施したアンケートでも仕事と育児の両立について“配偶者やパートナーが育児に協力してくれること”という回答が8割前後を占めて第1位に挙げられています。とはいえ、育児休暇の取得についても、父親は勿論、母親でもままならない状態も厳然とあることもアンケート調査結果に出ています。

### ＜施策の方向性＞

働きながら子育てがしやすい環境づくりのため、保育サービスの充実のほか、父親の育児への参画が推進されるよう、今後も「パパと遊ぼう！」及び「ほやほやパパママ講座」など子育てパパ応援事業を開催するなど啓発活動を行います。また、短時間労働制度、子どもの急な病気の看護のための休暇制度、育児休業制度の普及定着や育児休業給付の給付水準引き上げなどの就労環境の改善が一層進展するよう、商工会等を通じて企業等への情報提供や啓発活動に努めます。また、特定事業主としての清瀬市役所の特定事業主行動計画についても、本計画等の趣旨に則り後期行動計画として改定いたします。

## 目標3 子どもたちがのびのびと豊かに育つまちづくり

### 1. 乳幼児期の教育・保育環境の充実

#### ＜現状と課題＞

就学前の児童を預ける主な施設には幼稚園と保育園があります。幼稚園は学校教育法に基づく教育を目的とした施設であり、保育園は保護者の就労等の理由により家庭で十分保育することができない児童を、保護者に代わり保育することを目的とする児童福祉施設です。幼稚園は3歳から就学前の児童に対し、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき幼児教育を行い、保育園は0歳から就学前の保育に欠ける児童に対し、厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき保育を行います。いずれも子どもの視点に立ち、その育ちを支えることが求められています。さらに、小学校との関係を考慮しつつ、保育園と幼稚園が連携して幼児教育を充実させていく必要があります、両者の垣根が低くなってきています。

実際に幼稚園においては、教育活動及び教育環境の充実という本来のテーマに加えて、「幼稚園における子育て支援の充実」が期待され、清瀬市の7つの学校法人立幼稚園でも預かり保育、未就園児教室、施設の開放、子育て相談などを行っており、預かり保育も、「早朝預かり」「放課後」「長期休暇期間中」などが行われ、それらの需要は年々増えているといわれています。

また、平成18年に成立した「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、就学前児童に幼児教育と保育を提供し、且つ地域における子育て支援を行う機能をも併せ持った清瀬市で最初の認定子ども園が、平成20年4月からスタートし、その成果が注目されています。

### **<施策の方向性>**

子育てについては、女性が就労しているか否かを問わず、母親である女性に大きな負担がかかります。一方で、スムーズに小学校に移行できるような幼児期の保育や教育も強く求められています。このような社会的ニーズに対応して、清瀬市として、保育園と幼稚園両者の連携を一層促進し、この両施設における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育など総合的な支援を提供することを目指します。

## **2. 学校教育の充実**

### **<現状と課題>**

子どもたちを取り巻く社会の状況は、少子高齢化や国際化に代表されるなど急激なスピードで変化しています。こうした状況の中で子どもたちの学力の低下、いじめそして不登校などが問題となっています。これからの社会では、子どもたちに、一人ひとりの個性をしっかりと育みながら、基礎的・基本的な知識等を身につけさせ、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を併せ持った「生きる力」を養うことが重要です。

### **<施策の方向性>**

今後、市では教員の指導力をさらに向上させることを通して、子どもたちの学習意欲をより高め、「生きる力」を身に付ける教育や信頼される学校づくりなどの推進を目指します。また、保護者と地域・学校が一体となって子どもたちの成長を見守り・支援していき良好な学習環境の充実を図ります。

### 3. 子どもたちの遊び場・居場所等の環境づくり

#### ＜現状と課題＞

現在市内には、3つの児童館があり、103箇所の公園・児童遊園が設置されています。特に、平成17年度の開設した神山公園内の児童センターは、市民の皆様の評判も良く連日大勢の皆様にご利用いただいています。また、「歩いていける距離に乳幼児親子の広場を」のニーズに答え、清瀬市では平成19年度までに各中学校区に1箇所「つどいの広場」を開設し喜ばれています。今後も子育てアドバイザーの力量を高めるなど、子育て家庭への支援の一層の充実を図っていきます。さらに、小学生の安心・安全な居場所づくりとして平成20年度までに市内6校で開設された放課後子ども教室は、登録児童が約600人を超えるほどの好評を得ております。

一方、市民ニーズ調査では、「子どもの遊び場はどちらかといえば不足」が65%近くを占め、3年前の75%より改善されているものの、十分といえる数値ではありません。今後の児童人口の推移や、公園・児童遊園の利用状況を踏まえ柔軟に対応していきたいと思います。

#### ＜施策の方向性＞

各地域の児童人口の状況や放課後子ども教室の動向を考慮しつつ、事業拡張を行っていきます。さしあたって、平成21年度は放課後子ども教室を市内全9校で拡大実施していきます。また、児童センター（中央児童館）の野塩・下宿児童館・竹丘地域市民センターへの出前事業の一層充実を図っていきます。

### 4. 地域ぐるみの青少年育成

#### ＜現状と課題＞

次代を担う青少年が夢と希望を持ち、心豊かに成長することは市民みんなの願いです。しかし、少子高齢化や核家族化・情報化等の社会の急激な変化の中で、青少年に関わる様々な問題が起きています。

中高生のアンケート調査でも、学校に通うことについて『あまり楽しくない等』の回答が約2割、生活や意識の調査では、家庭でのインターネット利用者のうち『使用ルールの決まりはない』が62%超、人間関係・相談で悩みを持つ人で（相談できる人があまりいない・まったくいない）を合計すると24%強と、中高生の健全育成に関わる課題が浮かんできます。

また、アンケート調査で『喫煙経験』が8%弱、『飲酒経験』が43%と回答があるなど、ごく一部とはいえ中学生から喫煙、飲酒などを行っている現状があります。これに加え近年の大学生など若者への覚せい剤の浸透が、一世代下の中高生に伝播することが懸念され、更には、性感染症の浸透や「結核」、「おたふくかぜ」の流行に見られるような再対策が必要な病気等、思春期の若者を取巻く健康・医

療の問題はその脅威度合いを増していると考えられます。

このように青少年をめぐる問題は複雑多様化しており関係機関の協力と柔軟な対応が望まれています。特に、思春期の特徴的な事項については、子ども達が相談しやすい体制と地域全体で相談を受けとめる環境が必要であります。

### ＜施策の方向性＞

青少年の健全育成のためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を明確にしてこれまで以上に連携を深め、社会全体で取り組んでいくことが大切です。具体的には、現在ある組織の青少年問題協議会、青少年問題協議会地区委員会、健全育成委員会等の組織を活かすと共に、青少年を取り巻く社会環境の向上並びに青少年の健全育成を効果的に推進するための関係機関連絡会議を実施し連絡・調整を図っていきます。

また、思春期の健康・医療の問題は、学校、教育委員会、医療関係と協議・連携を強化するとともに、特に、覚せい剤や未成年者の喫煙、飲酒等の課題については、子ども家庭支援センターが平成19年度から開始した「清瀬子ども電話相談」の充実や、その他の機能（ボランティアなどによる訪問・面談など）の拡充を検討していきます。

## 5. 図書館活動の充実

### ＜現状と課題＞

清瀬市の図書館は、中央図書館と5つの地域図書館で構成され、特に元町図書館につきましては、児童書の専門図書館として多くの子どもたちに親しまれています。

各図書館では、子どもたちが本を読むことの楽しさを知り、それぞれの成長に合わせて読書の世界を広げていけるよう、各年齢に適した児童書を幅広く収集・保存し、利用していただいています。そして、より多くの子どもたちに本と出会う機会が生まれるよう、児童コーナーを設けるとともに、幼児から小学校低学年までの児童を対象に、図書館職員による読み聞かせや素話（すばなし）を行う「おはなしのじかん」、手遊びや工作づくりなどの「図書館子ども会」、小学校2年生のクラスを訪問してブックトークや素話、手作りの紙芝居を行う「学校を訪問してのブックトーク」など、様々な児童サービスを実施しています。また子どもと本との最初の出会いは非常に大切だと考え、子育て支援の一環として「ブックスタート事業」に取り組んでいます。

乳幼児を対象とした図書の紹介と、子育て関連情報を掲載した小冊子「だっこして読んで」を作成し、1歳6か月児健診の際に配布しています。そして併せて図書館読み聞かせボランティアとの協働で行っている、絵本と紙芝居の読み聞かせや、元町図書館での月1回の乳幼児とその保護者を対象とした「赤ちゃんとお

母さんのためのおはなしのじかん」を通じ、保護者の方に本の読み聞かせが育む、温かな親子のコミュニケーションの大切さへの理解を深めていただけるよう努めています。

今後、所蔵図書をさらに充実させることはもとより、現在実施している読書活動推進のための事業についても、ますます発展、充実させていく必要があります。それから、特に活字離れが顕著であり、図書館の利用率の低い中・高校生に対し、この年代に特化した雑誌や図書を集め、居場所作りも含めたティーンズコーナーを設けるなど、図書館への関心が高まるよう、効果的な事業展開を図っていきます。

市内では平成 16 年 4 月に日本社会事業大学図書館が、「子ども福祉図書館」を地域の子どもとその保護者、児童施設、福祉施設の利用者のために開設しました。

### <施策の方向性>

清瀬市では、子どもたちのための読書環境の整備や施策の推進を目的に、「清瀬市教育総合計画」(平成 18 年 7 月) 及び「清瀬市教育総合計画マスタープラン」(平成 18 年 12 月) を踏まえ、平成 20 年 3 月に「清瀬市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は、清瀬市の子どもの読書活動推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示すもので、図書館でもこの計画に沿って、読書活動推進のために児童サービス全体の一層の充実を図り、市内の各学校、学童クラブ、保育園や児童センターとの連携をより緊密にし、読書環境の充実に努めていきます。



## 目標4 家庭・地域の子育て力・教育力を育むまちづくり

### 1. 子どもの権利を大切に取る取組の充実

#### <現状と課題>

現在、「児童虐待」や「いじめ」など子どもの権利を侵害する問題が多発しています。清瀬市を含む9市を所轄とする小平児童相談所の統計によると、管内9市における「児童虐待」は年間に282件（うち清瀬市12件）発生しています（平成19年度）。また清瀬市内の小・中学校における「いじめ」も少数ではありますが報告されています。

清瀬市では、虐待については、健診の場・保育園・小中学校・学童クラブやひろば事業等で早期発見に努めると共に、関係機関による個別ケース検討会議（要保護児童対策地域協議会）の開催を随時行っています。

また、学校内でのいじめについては、子どもたちに指導を行うとともに、相談室やフレンドルーム、スクールカウンセラー、派遣相談員等で子ども自身や家庭からの相談窓口の体制づくりを行っています。

また、学校でのいじめに対して、教員の対応等についての課題が明らかになりました。今後は、問題行動の防止及び対応マニュアルを至急検討し、教員の研修等もより一層充実させる予定です。

#### <施策の方向性>

子どもへの権利侵害である「いじめ」「児童虐待」については、決して許されるものではないという認識の下、早期発見、早期対応等を徹底し関連機関で連携していきます。特に学校内での問題行動防止対策及び対応マニュアルについて至急検討を行うと共に、教員の研修等もより充実していきます。

また、すべての子どもが権利を行使する主体として捉えられるよう、子どもの権利についての教育・意識啓発を行い、子どもも大人も子どもの権利についての理解を深めるように努めます。そして、「清瀬版子どもの権利条約」についても引き続き検討していきます。同時に子ども自身が利用する施設のあり方や運営について、意見が反映されるような体制づくりを推進していきます。

具体的には児童センター創立以来活動している『ジュニアスタッフ委員会』や30年余の活動実績のある『ジュニアリーダーズクラブ』などの児童の主体的な活動組織を一層活かし、それらの連携を図り、「子ども会議」の実現を目指します。

## 2. 家庭・地域の子育て力・教育力向上への働きかけの充実

### ＜現状と課題＞

少子化、核家族、地域社会の変容に伴って、子育てに関する知識・伝達機会の不足、親自身の経験の不足、多様な価値観に接する機会が減少しています。また、子ども自身も塾や習い事等で多忙な子どもが増え、地域行事への参加が難しくなっています。また、自転車放置、深夜外出等、社会ルールの逸脱行動も多く見られています。

清瀬市では、乳幼児の保護者については健康センター、保育園、幼稚園、児童館、子育て支援事業を通して、子育てについての学習機会を提供しています。また、就学児童の保護者については、PTA・保護者の会や学童クラブ、放課後子ども教室、青少年問題協議会地区委員会、健全育成委員会等と連携をとりながら講演会・講座を開催し、家庭・地域の教育力の向上を図っています。

つどいの広場での中高生が乳幼児と出会い・ふれあう体験学習の場、清瀬市社会福祉協議会では夏の体験ボランティア、NPO法人では小学校高学年から小中高生を対象としたジュニアサポーター養成講座を開催して、小・中高生が乳幼児と直接触れ合う機会などが設けられています。

### ＜施策の方向性＞

引き続きサークル支援や子育て支援関連事業の充実を図ります。また、地域においても子どもたちの問題行動について声かけ、指導を行うことができるよう、啓発活動を推進します。平成17年度に開設された児童センターを中心として、年齢の異なる子ども同士の交流や、高齢者等あらゆる年代の人との交流を促進し、社会参加機会の拡充に努めていますが、その活動を一層充実していきます。

## 3. 地域との協働で進める次世代育成支援

### ＜現状と課題＞

現在清瀬市では、行政機関の他に保育園、幼稚園、PTA、保護者の会、民生委員・児童委員、健全育成委員会、青少年問題協議会地区委員会、自治会、老人クラブ、NPO法人、民間団体、ボランティアなど多様な主体により、独自あるいは市との協議により次世代育成に関わる様々な取り組みが行われています。清瀬市では平成14年にまちづくり等への市民の参加を推進し、行政と市民の協働を図り、市民のボランティア活動等を支援していくために市民協働課を設けました。清瀬市民活動センターは公設市民運営という考え方により、市民と一体となった活動を支援しています。特に小学校では、ボランティアの方たちによるサタデースクールが定期的に運営されています。

また、地域で子育てを支える環境、つまり地域の大人たちが地域の子どもをみていくことは重要であり、思春期の世代にとってもとても効果的であります。し

かしながら現在、地域の自治会・互助会・共同体が失われつつある状態であり、この地域ぐるみの組織の創出又は再生が課題となっています。

### ＜施策の方向性＞

今後は次世代育成を市民と共に支援していくために、地域組織活動を行う「子ども家庭支援センター」を中心として、清瀬市民活動センターと協力しながら子育て支援活動や子どもの健全育成活動を行っている多様な運営主体と情報の交換を行っていきます。

また、子どもの権利条約等の理解を深めてもらうために、こういった子育て支援活動や健全育成活動を行っている多様な運営主体（団体）に対する啓発事業にも取り組んでいきます。

## 目標5 安心して子育てできる環境づくり

### 1. 子どもの安全確保

#### ＜現状と課題＞

清瀬市内でも子どもの日常生活において、子どもが犯罪や事故に巻き込まれる事件が発生しており、子どもの安全を守る取り組みの重要性が増加しています。これまでに清瀬市では清瀬市安全安心なまちづくり条例に基づき、緊急に実施すべき具体的な行動計画を策定しております。

この計画により、学校区パトロール、夜間パトロール、地域安全市民パトロール及びスクールパトロールを実施し、併せて防犯ブザーの貸与、セーフティ教室及びスクールカードリーダーの実施、清瀬市不審者・痴漢出没マップの作成など交通安全や防犯に関する活動を市や警察、PTA・保護者の会と地域が連携して行い、子どもの安全を守っていくこととしています。

#### ＜施策の方向性＞

今後も行政と家庭・地域が一体となって、子どもの安全を守る活動や、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進していきます。



## 2. 子育てしやすい住宅環境づくり

### <現状と課題>

子育て家庭が安心して暮らし、ゆとりを持って住み続けられる居住環境の整備などがより一層求められています。ニーズ調査によると、児童保護者の7割以上（就学前児童保護者の81.2%、就学児童保護者の72%）の方が、清瀬市が子育てしやすい理由として「住環境」を評価する結果となっています。市は、平成18年に清瀬市住環境の整備に関する条例を制定し、良好で快適な住みよいまちづくりを実現し、居住環境の向上を図っています。

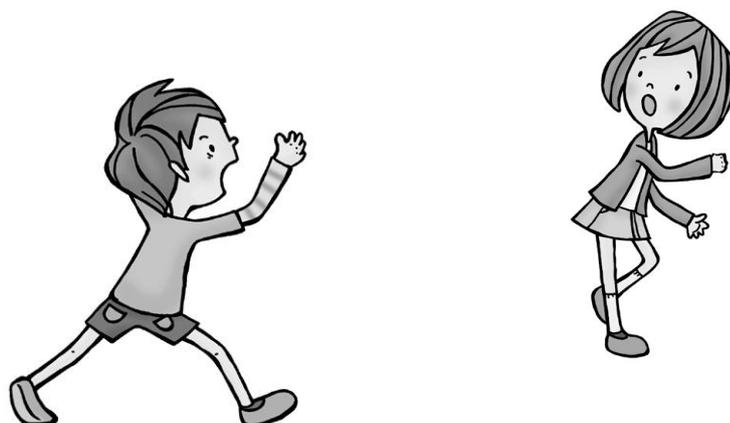
### <施策の方向性>

清瀬市では、市の地域特性を活かした良好な都市景観の形成や多様な居住空間に富み年齢各層に応じた良質な民間住宅建設に努めていきます。また、公的住宅及び民間住宅の新築・建替に際しては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉対応型住宅の整備・拡充を要望していくなど、子育てしやすい住環境の整備を目指します。

## 3. 子どもと外出しやすい環境の整備

### <現状と課題>

就学前児童保護者に対するニーズ調査結果によると、子どもを連れて外出する際に困っていることに、「歩道が狭く安全に不安がある」(54.6%)「歩道に段差がある」(38.6%)など「歩道」の整備関連の意見が多く寄せられました。安心して子どもと外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。また、子育てしやすい環境として市民が多くあげているのが武蔵野の面影を残す市の財産といえる自然環境の保護です。市は平成18年に清瀬市みどりの環境をつくる条例を制定し、豊かな自然環境を次の世代へ継承するため、積極的なみどりの保全と創生に努めています。



### <施策の方向性>

子育て家庭が安心して生活できるように、子どもの視点、子育て家庭の視点に立った道路・歩道整備や外出先でも安心して授乳・おむつ交換などができるスペースなど公共施設の整備を推進し、併せて豊かな自然を生かした環境を目指します。

交通安全対策	安全で円滑な移動ができるように、バリアフリーの観点に立って、道路・歩道の整備、バス停留所の安全確保など、安全な交通環境の整備を図ります。
市道の整備	子ども達が、通学や放課後等に比較的多く利用する市道について、安全・安心に利用できるように新設や狭あい道路の拡幅、交差点の改良整備を図っていきます。
水と緑の散歩道等の整備	「柳瀬川回廊」、「台田の杜」や「雑木林のみち」などの水と緑の散歩道を整備・活用し、豊かな自然環境を維持し、子ども達が安心して楽しめるように、散歩道・遊歩道の整備に努めます。
ボランティアとの協働による自然環境の整備	地域住民等のボランティアの啓発を推進し、地域にある小さな児童遊園の清掃・草刈等の維持管理を市民協働で進めることにより、市民に親しまれ、子どもたちの遊び場・居場所となれるような公園づくりを進めていきます。
安心して外出できる環境整備	公共施設などにおいて、授乳及びおむつ替え等のための施設整備を図るとともに、授乳等のスペースの所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境の整備に努めます。

#### 4. 子育て家庭への経済的支援

##### <現状と課題>

各種調査によると、子どもを生み育てることをためらう理由の1つに従来より「経済的負担」が指摘されています。国では児童手当の支給対象が「小学校修了前」までに拡充されました。

##### <施策の方向性>

児童手当・児童扶養手当等の経済的支援については、制度の充実や拡充を国や都に要望していくと共に制度の広報活動を積極的に行います。

図表 主な手当

##### 【手当】

制度の名前	対象基準(所得等の条件あり)	担当課
①児童手当	12歳到達後の年度末までの児童を養育	子育て支援課
②児童扶養手当	父と生計を別にした18歳到達後の年度末までの児童を養育又は父親が重度障害者	
③障害児福祉手当	20歳未満の重度障害児を養育 (身障・知的手帳の提示)	障害福祉課
④特別児童扶養手当	20歳未満の中度・重度障害児を養育 (身障・知的手帳の提示)	
⑤児童育成手当 育成手当	母(父)子家庭(1年以上の拘禁、疾病)又は重度障害の母(父)が18歳到達後の年度末までの児童を養育	子育て支援課
⑥児童育成手当 障害手当	20歳未満の障害児を養育(身障・知的手帳の提示)	
⑦心身障害児手当	20歳未満の障害児を養育(身障・知的手帳の提示)	障害福祉課
⑧難病疾患等援護金	特殊疾病医療の対象となった児童の養育	
⑨交通遺児等援護金	生計維持をしていた父(母)が交通事故により死亡又は障害者となった場合	

**【医療費助成支援(各種医療保険加入者)】**

制度の名前	対象基準(所得等の条件あり)	担当課
①養育医療の給付	未熟児で医師が入院養育を必要と認めた児童	健康推進課
②乳幼児医療費助成	6歳到達後の年度末までの乳幼児を養育	子育て支援課
③心身障害児医療費の助成	重度心身障害児(身障・知的手帳の提示)	障害福祉課
④小児慢性疾患の医療費の助成	18歳未満の小児慢性疾患の対象疾患に罹患している児童	
⑤育成医療の給付	18歳未満で対象疾病が手術等により確実な治療効果が見込まれる児童	障害福祉課
⑥ひとり親家庭等医療費の助成	18歳に到達後の年度末(障害がある場合は20歳)までの児童及び養育者	子育て支援課
⑦義務教育就学児医療費助成	義務教育就学期(小学1年生から中学3年生まで)の児童を養育	

**【その他】**

制度の名前	対象基準(所得等の条件あり)	担当課
①私立幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園(市外幼稚園を含む)に在籍している幼児の保護者	子育て支援課
②私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金		

## 第5章 目標事業量

区分	項目	現況等 (平成20年4月1日現在)		ニーズ推計等
在宅様な 家庭への 労務支援 の形態 及び	ファミリーサ ポートセン ター事業	平成17年10月開 始 (NPO法人委託)	平成19年度実績、依頼会員647人、提 供会員104人、両方会員18人、計769人 活動件数 延2,234回	平成21年 1,800件 平成26年 2,000件 平成27年 2,050件
	一時保育事 業	認可保育園 13カ所で実施	私立すみれ及びきよせ保育園の2施設に おいて占有スペースを設けて実施。定員 は、それぞれ10人程度。他11園では空き 定員の範囲で実施。空き定員の場合、恒 常的な受入れができないため充実が必要。	平成21年度 552人(潜在ニーズ68人-620人) 平成26年度 459人(潜在ニーズ56人-515人) 平成27年度 444人(潜在ニーズ55人-499人) ※年間延利用人数
	トワイライト ステイ事業 (子育て短 期支援事 業)	ショートステイ事業 で一部対応 代替事業	ショートステイ事業で対応できる範囲で対 応しているが、ショートステイ自体に定員が あるため常時利用できる体制ではない。	平成21年度 550人 平成26年度 500人 平成27年度 500人
	ショートステ イ事業 (子育て短 期支援事 業)	平成17年11月開 始 (社福児童養護施設 委託)	東久留米市との共同事業(19年度実績) 件数:日帰り41件、宿泊21件 日数:日帰り41日、宿泊65日	平成21年度 320人 平成26年度 320人 平成27年度 320人
	病後児保育 (施設型)	平成17年4月開 始(社福私立保育園 委託)	私立きよせ保育園において実施。 定員は、4人	平成21年度 39人(潜在ニーズ139人-178人) 平成26年度 39人(潜在ニーズ123人-162人) 平成27年度 39人(潜在ニーズ118人-157人) ※年間延利用人数
	病児・病後 児保育 (派遣型) ※変更	厚生労働省委託事業「緊急サポートネットワーク事業」 社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託 NPO法人子育てネットワークピッコロに委託(平成19年実績 185人)		平成21年度 190人 平成26年度 190人 平成27年度 190人
	特定保育事 業	一時保育事業で対 応	一時保育を実施している施設において、 同事業の利用の中で対応している。	平成21年度 510日 (潜在ニーズ714日-1,224日) 平成26年度 431日 (潜在ニーズ600日-1,031日) 平成27年度 419日 (潜在ニーズ578日-997日) ※年間延利用日数
	家庭福祉員 ※新規		—	平成21年度 9人(潜在ニーズ) 平成26年度 9人(潜在ニーズ) 平成27年度 9人(潜在ニーズ)

目標事業量	施策の方向性、考え方	項目
<p>事業の対象年齢は2ヶ月から18歳までだが、主に使う年齢を0歳から小学校4年生までの10年間、各年齢600人として6,000人を対象として定める。</p> <p>平成20年 提供会員130人・依頼会員710人 平成21年 提供会員140人・依頼会員730人 平成26年 提供会員200人・依頼会員780人 平成27年 提供会員210人・依頼会員800人</p>	<p>利用した人の評価が高いことから、口コミ等の効果も期待される。今後の利用意向も高いことから、提供会員の確保及び質の維持を行っていきます。</p> <p>また、ファミリーサポート・きよせの事業が広く周知されることで、実際に依頼する会員が増えその結果在宅で子育てをする市民にとっては育児の負担感が軽減がされ、多様な勤務形態を求められる家庭にあっても勤務にあわせた支援を気軽に受けられる制度として市民の中に根付いていくよう取り組んでいきます。</p>	ファミリーサポートセンター事業
<p>平成21年度 7施設について、定員を設定</p> <p>平成26年度 検討を継続</p> <p>平成27年度 検討を継続</p>	<p>今後も引き続き一定の保育ニーズがあると予測されます。現在空き定員の範囲で実施している施設は、恒常的な受け入れができません。このため、一時保育のための定員の確保など充実を図っていきます。</p>	一時保育事業
<p>一定のニーズは認められるが、今後もショートステイ事業で対応をしていきます。</p>	<p>トワイルト事業のニーズ調査の結果は高いが、利用料金とあわせて考えた時、需要が高まるかについては検討を要するところである。しかし、延長保育で補えない22時までの預かり事業についてショートステイ事業の活用がさらに進むよう検討をしていきます。</p>	トワイルトステイ事業 (子育て短期支援事業)
<p>平成21年度 150人</p> <p>平成26年度 150人</p> <p>平成27年度 150人</p>	<p>この事業のニーズ推計は、現在の利用の約3倍である。しかし、現在の利用状況は、定員2名の枠で年間利用枠の1/6の稼働状況である。今後は、この事業のニーズ推計に見られるニーズ量を事業に結びつけるための広報活動を積極的にすすめていきます。</p>	ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)
<p>利用動向を把握して検討していきます。</p>	<p>17年度に事業を開始して、19年度の利用実績は39人ですが、小学校3年生までを対象としているため、今後認知度が上がればニーズは高まると予測されます。今後も啓発に努め、利用状況を把握しながらあり方について検討していきます。</p>	病後児保育(施設型)
<p>平成21年度 200人</p> <p>平成26年度 200人</p> <p>平成27年度 200人</p>	<p>病児・病後児保育(派遣型)は、平成21年度からファミリー・サポート・センター事業が拡充される中で実施される方針が厚生労働省から示された。このため今後は、病児・病後児保育(派遣型)について市の事業として取り組む予定であります。</p> <p>就労する家庭にとって仕事が休めない時の大きな支援になり、需要も一定量増加することが見込まれます。病児を預かるという非常に大きな事業であり事業の展開にあたっては、医療機関との連携など十分な体制づくりに努めていきます。</p>	病児・病後児保育 (派遣型) ※ 変更
<p>前期計画に引き続き、利用動向を把握して検討します。</p>	<p>現在、特定保育のための施設の整備はできていません。後期計画においても特定保育は、一時保育、ファミリーサポート事業などの利用状況を把握しながら、検討していきます。</p>	特定保育事業
<p>制度の設置について検討します。</p>	<p>ニーズはあるものの、高いニーズはないと予測されます。今後は、子育て支援のひとつの選択肢として、通常保育事業及びファミリーサポート事業の利用実績やニーズ等を勘案して制度の設置を検討していきます。</p>	家庭福祉員 ※新規

区分	項目	現況等 (平成20年4月1日現在)		ニーズ推計等
在宅家庭への支援	子育てひろば事業(A型)	公立保育園7園 (3拠点)実施	実施回数を増やすとともに、内容の充実を図っている。平成19年度は、実施回数220回、参加者数3,451人	アンケート調査の結果から、認知度は上位、利用度は中位である。利用した方からの満足度も高い。
	子育てひろば事業(B型) (人口10万人に1カ所)	私立保育園1園で実施	ひろば事業の拠点施設である。平成19年度は、実施回数447回、参加者数6,908人	アンケート調査の結果から、認知度は上位、利用度は中位である。利用した方からの満足度も高い。
	子育てひろば事業(C型)	平成19年度5ヶ所で実施 (3カ所直営、2カ所はNPO法人委託)	平成19年度実績 野塩センター(1,994人) 下宿センター(2,770人) ころぼっくる(35,451人) 清瀬市民センター(8,620人) 竹丘センター(5,307人)	アンケート調査の結果から、認知度も高く、一定の利用状況にある。
	産前・産後支援ヘルパー派遣事業 (育児支援ヘルパー派遣事業) ※変更	平成17年12月育児支援ヘルパー事業で対応	平成19年度利用実績、11件延61日 利用料金・利用回数に課題あり。	アンケート調査の結果から、育児支援を近隣で受けられる方が全体の6割ある一方、妊娠中や出産後に必要なサービスとして、赤ちゃんの育児サポート・家事援助・兄姉の育児援助などを上げられる方が7割近くあることから潜在ニーズは一定量あると考えられる。
	訪問型一時保育事業	ファミリーサポートセンター事業で対応	ファミリーサポートセンター事業は、原則提供会員宅での実施のため、訪問型の一時保育事業とはいえない。	アンケート調査によれば、在宅で子育てを行っている家庭で家事・育児支援を求める声があることからニーズはあると考えられる。
働く家庭への支援	通常保育	定員 1,082人(14ヶ所)		平成21年度 1,146人 (潜在ニーズ65人-1,211人) 平成24年度 1,035人 (潜在ニーズ59人-1,094人) 平成26年度 952人 (潜在ニーズ55人-1,007人) 平成27年度 920人 (潜在ニーズ52人-972人)
	認可の公立・私立保育園	13ヶ所 定員1,052人 認可公立 7カ所 認可公設公営 1カ所 認可私立 5カ所	前期計画の目標に達しておらず、定員50人が未達成となっている。 公立(1施設)廃止と民設(1施設)新設に伴い、69人の定員増を実施して1,052人。更に弾力化(64人)を実施して1,116人の受入が可能	
	認証保育所	A型 1カ所 定員30人	(株)こどもの森が清瀬ブチクレイシュを開設。	
	認定こども園 ※新規	平成20年4月に1カ所開設	幼稚園型の単独型保育に欠ける子どもを対象とした延長保育事業の定員30人	—
延長保育事業	1時間(19時まで)延長保育園 6施設 2時間(20時まで)延長保育園 2施設	平成19年度から私立野塩及びきよせ保育園で2時間延長を実施。1時間延長は、私立清瀬上宮、中清戸、すみれ保育園及び公設民営の駅前乳児保育園並びに公立の第1、第3保育園で実施	19時まで 平成21年度 419人(潜在ニーズ24人-443人) 平成26年度 348人(潜在ニーズ20人-368人) 平成27年度 337人(潜在ニーズ19人-356人) 20時まで 平成21年度 65人(潜在ニーズ4人-69人) 平成26年度 54人(潜在ニーズ3人-57人) 平成27年度 52人(潜在ニーズ3人-55人)	

目標事業量	施策の方向性、考え方	項目
公立7施設(3拠点)で実施	実施園数は現状のままですが、実施回数や内容を充実させていきます。 特に、保育園は、市内各所に点在している地域の身近な施設として、まず子育ての相談や子育て支援の事業全体の啓発・PRに努めていきます。	子育てひろば事業(A型)
継続して実施	今後は、子育てひろば事業の拠点施設として実施回数や特に内容を充実させていきます。また、引続き児童センターと連携して効果的な支援が行えるよう推進します。	子育てひろば事業(B型)
継続して実施	身近で親子が気軽につどえる場所として、また、出産を控えた母のいる家庭等に乳児健診等の情報の提供を行っていきます。	子育てひろば事業(O型)
継続して実施	清瀬の産前産後ヘルパー派遣事業では「育児支援ヘルパー派遣事業」として12歳までの児童が対象とされています。日中、育児や家事の手助けをしてくれる人がいない時が派遣対象となることから、利用したい市民からの直接の利用申し込みはもとより他機関からの利用調整にも応えていくことが求められています。 「こんにちは、赤ちゃん事業」と連携して、他機関・他事業との調整を行いながらこの事業を必要としている家庭へ事業の紹介及び実施を進めていきます。同時に産前産後の育児支援に特化したサービスとして利用料・利用回数の検討をしていきます。	産前・産後支援ヘルパー派遣事業(育児支援ヘルパー派遣事業) ※ 変更
—	訪問型の病児・病後児保育については緊急サポートネットワーク事業のうち病児病後児保育がファミリーサポートセンター事業に拡充されて実施される予定。ファミリー・サポートセンター事業で補えない訪問型の一時保育については、現在子ども家庭支援センターで行われている事業や健康推進課・障害福祉課・生活福祉課で行われている事業との調整を行い検討をしていきます。	訪問型一時保育事業
		通常保育
平成21年度 定員1,102人 13箇所 平成26年度 定員1,102人 13箇所 平成27年度 定員1,102人 13箇所	推計によれば、今後未就学の子どもの人口は減少傾向に向かいますが、後期計画期間の後半までは現在の定員を超えるニーズがあると予測されます。 また、女性の社会進出や就労形態の多様化などから、今後も引続き一定の保育ニーズがあると予測されます。 後期計画においても、引続き質を確保しつつ様々な運営主体を検討して、総合的に保育ニーズに対応していきます。	認可の公立・私立保育園
定員の弾力的運用を図り、今後の保育ニーズを把握しながら検討します。		認証保育所
平成21年度 定員60人 2箇所 平成26年度 検討を継続 平成27年度 検討を継続	今後、保育園においては幼児教育が、幼稚園においては長時間保育が求められると推測され、子育て支援の新たな選択肢として、この制度の導入を図っていきます。	認定こども園 ※新規
平成21年度 13箇所において実施 平成26年度 検討を継続 平成27年度 検討を継続	今後、就労形態の多様化から延長保育のニーズは高まると予測されます。現在実施していない公立の保育園(5園)において、午後7時までの延長保育を実施する方向で検討します。	延長保育事業
前期計画に引続き、利用動向を把握して検討します。		

区分	項目	現況等 (平成20年4月1日現在)		ニーズ推計等
働く家庭への支援	休日保育	ショートステイ事業 で対応	検討を継続	平成21年度 217人(潜在ニーズ) 平成26年度 181人(潜在ニーズ) 平成27年度 175人(潜在ニーズ) ※年間延利用人数
	夜間保育	ショートステイ事業 で対応	検討を継続	平成21年度 42人(潜在ニーズ) 平成26年度 42人(潜在ニーズ) 平成27年度 42人(潜在ニーズ)
	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	9施設 定員560人	前期計画の目標に達しておらず、1施設、定員50人が未達成となっている。弾力化で対応。615人を受入可能。平成16・17年の松山、竹丘地区の大規模開発によるニーズ増を見込んだが、過去3年間の待機児童数は平均4人。	平成21年度 595人(潜在ニーズ60人-655人) 平成26年度 555人(潜在ニーズ57人-612人) 平成27年度 525人(潜在ニーズ56人-581人)
総合的な支援	子ども家庭支援センター ※虐待防止ネットワーク事業含む。	平成17年7月開設(先駆型) 平成19年2月清瀬市要保護児童対策地域協議会設置 虐待防止ネットワーク事業は、子ども家庭支援センター事業に移行	平成20年4月に組織改正のため課に昇格。 虐待防止ネットワーク事業(要保護児童対策地域協議会の運営)(子ども家庭専門研修) 子ども家庭総合ケースマネジメント事業(総合相談事業)(サービス調整)(子ども家庭在宅サービス) 地域組織化事業(清瀬市子育てネットワーク支援事業)(いきいき子育て支援事業)(つどいの広場)(親の子育て力支援事業)(地域組織化活動) 在宅サービス基盤整備事業(養育家庭体験発表会) 要支援家庭サポート事業(育児支援ヘルパー派遣事業)(見守りサポート)(虐待防止訪問事業)	次世代育成支援調査の結果においてはセンターの認知度は低い、相談件数は以下の状況が認められるため、相談事業のほかの支援サービスについても、サービスの充実とともに広く周知していく必要がある。 平成19年度 803件 平成20年度 834件(4月～10月)
	子育て支援ネットワークの拡充 ※新規	子育てひろば連絡調整会の実施 「子育てひろばフェスタ」の開催	公私立保育園・学童クラブ・児童センター・子ども家庭支援センター・子育て支援関連NPO法人がそれぞれの活動への理解と連携を深めるための連絡調整会を開催 「子育てひろばフェスタ」は回を重ね、上記の子育てひろば関係機関に加えて清瀬市内の幼稚園が参加することで子育て中の市民が楽しく集う日として、また、この事業を行う機関の交流を深める意味で年々大きな盛り上がりを見せている。	子育てひろばフェスタ参加状況 平成19年度 1,500人 平成20年度 1,600人
	子どもの遊び場 「ミニひろば」 ※統合	つどいのひろば事業で対応	つどいのひろばを大幅に増設。NPO法人も独自にひろば事業を展開している。	—

目標事業量	施策の方向性、考え方	項目
前期計画に引き続き、利用動向を把握して検討します。	就労形態の多様化から一定の潜在ニーズがあると予測されますが、前期に引き続きファミリーサポート事業等の利用実態を把握しながら、検討していきます。	休日保育
前期計画に引き続き、利用動向を把握して検討します。	就労形態の多様化から一定の潜在ニーズがあると予測されますが、前期に引き続き延長保育、ショートステイ事業、ファミリーサポート事業等の利用実態を把握しながら、トワイライトステイ事業と併せて検討していきます。	夜間保育
<p>平成21年度 定員の弾力的運用で対応 9箇所 定員560人</p> <p>平成22年度 大規模施設の解消 14箇所 定員560人</p> <p>平成26年度 検討を継続</p> <p>平成27年度 検討を継続</p>	<p>推計によれば、今後小学校低学年の児童の人口は、横ばいから減少傾向に移行しますが、女性の社会進出や就労形態の多様化などから、今後も引き続き一定のニーズがあると予測されます。</p> <p>今後は、社会情勢等を把握しながら整備について検討していきます。また、引き続き対象年齢の拡大や長期休暇中の児童への対応及び運営主体について検討し、併せて大規模施設の解消についても対応していきます。</p>	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)
<p>18歳までの子どもとその家庭のあらゆる相談、各サービス事業の対象の家庭及び要保護児童対策地域協議会により支援を必要としている市民にサービスの提供が行われるよう、継続実施します。</p>	<p>清瀬子ども家庭支援センターは、清瀬で育つ子どもたちが安心して生活出来るよう、子ども・家庭に関する総合相談や在宅サービスの調整・提供を行っていきます。特に、子ども自身からの相談に応じる身近な機関として周知するとともに、子どもの話に耳を傾け、子どもを支援するシステム作りを進めます。</p> <p>子ども家庭支援センターに設置された要保護児童対策地域協議会は、子育て・教育・医療等子どもに係る機関と連携して、虐待の早期発見・適切な対応・未然防止につながるよう努めていきます。</p> <p>アンケート調査によれば子ども家庭支援センターの認知度は低く、事業等の理解が市民の中に行き届いていない状況があります。ひろば事業調整会や要保護児童対策地域協議会関係機関への協力を求め情報の発信を行うとともに子ども家庭支援センターが関係機関・市民から信頼を得て活動ができるよう機能の充実に努めます。</p>	<p>子ども家庭支援センター</p> <p>※虐待防止ネットワーク事業含む。</p>
子育てひろばフェスタの継続実施	「子育てひろばフェスタ」は、毎年の積み重ねの中で充実した盛り上がりを見せている。清瀬の子育て支援の輪を広めるとともに、市民、行政及び専門家などと「子育て」「子育てち」についても考える場作りにも取り組んでいきます。	子育て支援ネットワークの拡充 ※新規
平成21年度 子ども家庭支援センター(清瀬市子育てネットワーク支援事業)の一部に位置づける。	—	子どもの遊び場 「ミニひろば」 ※統合

区分	項目	現況等 (平成20年4月1日現在)		ニーズ推計等
総合的な支援	放課後子ども教室 ※新規	平成19年9月2校で開始 平成20年5月4校開始 登録者数657人		
	青少年育成事業 ※新規	平成17年7月児童センター開設以来中央児童館事業として小中高生対応事業を展開	心身ともに健やかで人間性豊かに成長していくことは、次代を担う青少年にとってはきわめて大切なことです。しかし、社会環境や生活様式の変化は、青少年の生活習慣を変化させ、青少年の生活リズムにも大きな影響を与えています。家庭・地域など、社会全体で態度や行動の基礎になる基本的な生活習慣を青少年に身につけさせるため、青少年問題協議会、健全育成委員会など関係機関と行政が連携して地域活動を推進していく必要がある。	
	中高生の居場所づくり ※新規	児童センター、神山公園	児童センター内においてはスタジオなどを利用しているが公共施設や地域の中での恒常的な居場所などはない	中高生のアンケート調査「市に対しての要望事項」として1、スポーツが自由に出来る場所が近くにほしい(43.4%)。2、自由に遊んだり、集まったりする場所を増やしてほしい(40.5%)。続いて、若者向けの情報を提供してほしい(21.0%)。
	子どもの意見を尊重する仕組みづくり(子どもの参加支援) ※新規	ジュニアスタッフ委員会(小5～高)、ジュニアリーダーズクラブ(小4～)	現在清瀬市には、青少年の主体的活動としてジュニアリーダーズクラブや児童センターの活動や運営に子ども達自身の意見を反映させるためのジュニアスタッフ委員会などがある。ジュニアスタッフ委員会が提案した、児童センター憲章「私たちのねがい」は平成19年度採択されている。	
	子育て情報誌の発行	平成17年度 第1回発行 平成18年度 第2回発行		平成20年度 第3回改訂版発行(5,000部)
	子育て家庭への経済的支援 ※新規		—	就学前児童のアンケート調査では、妊娠後・出産後に必要なサービスとして、保育クーポンは希望第2位になっています。就労パターン及び子どもの年齢の別に限らず、ほぼ均等に要望があります。
	安心して外出できる環境づくり ※新規	オムツは、市役所など公共施設のトイレ内にベッドの設置をしているが、授乳ができる場所が少なく、また、可能な場所であることを周知していない。		就学前児童のアンケート調査では、市内に外出する際に困ることとして、授乳する場所がない23.8%、子ども用のトイレがない23.0%及びトイレにオムツ交換できる場所がない21.6%となっています。

※ この表の区分は、子育て支援(サービス)を提供する対象を、おおむね4つに分類して表しています。下の説明を参考にしてください。(なお、この表の区分は計画上で表したものです。従って、個々の家庭の状況により異なる場合がありますので、実際にサービス希望する場合は担当部署等に必ずお問合せください。)

「多様な就労形態の家庭」とは、常時の保育は必要ではないが週1・2日働いている家庭や、多様な就労等により夜間・泊りがけで子どもを預ける必要がある家庭を対象としています。

「在宅家庭」とは、主に在宅で子どもの育成をしている家庭を対象としています。保護者が働いているかどうかに関わらず利用できますので、幅広い家庭を対象としています。

目標事業量	施策の方向性、考え方	項目
平成21年度 小学校全9校で実施 (3校追加・第三小学校、第六小学校、第十小学校) 平成26年度 土曜、長期休業日の実施 平成27年度 土曜、長期休業日の実施	平成19年度から小学校2校で実施の放課後子ども教室は、児童の安全で安心な居場所として、平成20年度は6校で実施、登録児童が現在657名で、事業が保護者に好感を持って理解されてきている。平成21年度全9校実施の予定であるが、登録児童が1,000名を超えることが予想される。今後はニーズ調査を踏まえ、事業内容の充実をはじめ、施設の拡充や土曜日と長期休業日の実施が可能か検討していく必要がある。	放課後子ども教室 ※新規
平成21年度までに青少年育成に関わる各委員会の連絡会議を開催し、特に中高生と大人との接点を探り、話し合う場づくりや交流へのアプローチを図る。 平成22年度から 各委員会の連絡会議の開催(年2回) 平成26年度まで 地域活動の推進 各委員会の連絡会議の開催(年4回) 各委員会合同事業の開催・実施	青少年への支援を社会全体で組織的に行っていくことで、青少年と大人との接点を見出し、共に住みよい社会を創造していくよう働きかけます。	青少年育成事業 ※新規
平成21年度 話し合う場づくりや交流へのアプローチ 平成26年度 自由にスポーツや音楽活動が出来る場の設置	青少年の交流事業を支援したり、音楽活動等健全な活動ができるよう支援及び場づくりに努めていきます。	中高生の居場所づくり ※新規
平成22年度 子ども会議の設置	「私たちのまち」「私たちの児童館」という意識を持つことはまちづくりにとって重要であり、ジュニアリーダーズクラブやジュニアスタッフ委員会などに参加し、経験することにより意識の構築を図っていきます。	子どもの意見を尊重する仕組みづくり(子どもの参加支援) ※新規
隔年度に改訂版を発行 発行予定 平成22年度 平成24年度 平成26年度	子育て支援に関わる情報をわかりやすく掲載したガイドブックの発行とともに活用を図っていきます。	子育て情報誌の発行
制度の設置について検討します。	子育て家庭への経済的支援も重要な施策と考えており、クーポン券制度や地元の小売店で利用証を提示して割引などの優遇サービスが受けられる子育て支援カード制度について検討していきます。 特に子育て支援カードは、経済的支援のほかに地域の地元商店等が顔見知りになり孤立化防止に寄与し、地域における子育て支援に有効であると思われます。	子育て家庭への経済的支援 ※新規
平成21年度 現在可能な場所の周知 平成26年度 新規2カ所 平成27年度 新規設置の検討を継続	アンケート調査の結果、外出先でも安心して授乳・おむつ交換などが出来るスペースを求める声があることから、スペースの確保及び可能な場所等の周知を実施して、安心して外出が楽しめる環境づくりをすすめます。	安心して外出できる環境づくり ※新規

「働く家庭」とは、保護者が勤務していることや病気・介護等により保育に欠ける状態である家庭を対象としています。

「総合的な支援」とは、保護者が働いているかどうかなど子どもを育成している状態に関わらず、幅広く子育てをしている家庭を対象としています。

## 第6章 今後の取り組み

---

### 第1節 推進体制の整備

平成21年度からの7年間、清瀬市におけるすべての子どもと家庭を対象にした次世代育成支援策を集中的・計画的に推進していくために、以下の基本的な考え方により、この計画に示した目標の実現を図っていきます。

#### 1. 行政の推進体制

市は、ホームページ・次世代育成支援行動計画概要版等を利用して、市民及び関係機関への計画の周知徹底を図ります。

計画の推進にあたっては、子ども家庭部をその中核とし、他の関係組織と連携して、円滑な推進・運営のための情報交換や進行管理を行っていきます。

#### 2. 利用者の視点に立った計画の点検・評価とその反映

##### (1) 評価の目的・課題

本計画は10年間の時限立法に基づくものですが、次世代支援という長期的で国家的に重要な課題であるため、法律の期限が切れれば終了というのではなく、期限内に子育て支援の仕組みづくりを一定段階まで完了し、しかもそれが定着し、法律が終了しても基本的な仕組みが機能するようにすることが、後期計画期間中の重要な課題となります。

##### (2) 課題解決の方向性

- ア 施策・事業の中で運用上の改善・必要点があるかを定期的に確認すること。
- イ サービス提供を受ける当事者及び支援活動に携わる団体等に参画を求めること。
- ウ 計画目標達成に向けて、利用者本位のPDCA(計画立案→実践→チェック(点検)→改善)サイクルの確立を目指すこと。

##### (3) 評価について

- ア 主要な個別事業単位及び複数の個別事業で構成される主要な施策単位で評価を行う。
- イ 個別事業は、認知度、利用度及び達成度の3つの視点で評価を行う。
- ウ 施策は、基本目標又は基本施策の視点にたった評価を行う。

### 3. 地域福祉推進協議会での点検・評価

本計画は、利用者中心の支援でなければその効果を発揮できないため、利用者及び支援者の声を反映されるよう、市内の福祉・保健・医療諸機関・市民代表者から構成されている「清瀬市地域福祉推進協議会」において、進捗状況や目標事業量の達成状況の点検・評価等を審議検討します。

### 4. 効果的な事業実施

本計画の実施にあたり、国や東京都の制度について情報収集に努めると共に、多様な子育て支援施策を推進するため、事業運営の効率化等による財源の確保並びにサービスごとの行政コスト及び負担の適正化について検討していき、効果的な事業実施を図ります。

## 第2節 地域との協働

本計画を推進していくために、行政機関だけではなく市民活動センター、社会福祉協議会、子育て家庭、地域の子育て関連団体、NPO・ボランティア団体及び事業者との協働を進めていきます。



